

日本鯉鮪漁船保險組合保險約款

平成23年 4月 1日

目 次

〔平成11年 9月30日
11水漁第3101号認可〕

第1部	漁船保険（第1条－第68条）	1
第1章	保険契約（第1条－第47条）	1
第1節	保険の引受（第1条－第12条）	1
第2節	保険関係の存続及び承継（第13条－第15条）	3
第3節	保険期間（第16条－第21条）	4
第4節	保険料（第22条－第27条）	5
第5節	告知義務、通知義務及びその他の義務（第28条－第32条）	7
第6節	無効及び消滅（第33条－第39条）	8
第7節	保険契約の変更等（第40条－第43条）	9
第8節	保険料の払戻し等（第44条－第46条）	10
第9節	時効（第47条）	12
第2章	損害のてん補（第48条－第66条）	12
第1節	損害てん補の範囲（第48条－第55条）	12
第2節	保険代位及び委付（第56条－第60条）	16
第3節	てん補額の算定、保険金請求の手続き等（第61条－第66条）	17
第3章	免責（第67条－第68条）	18
第2部	漁船船主責任保険（第69条－第122条）	20
第1章	保険契約（第69条－第106条）	20
第1節	保険の引受（第69条－第80条）	20
第2節	保険関係の存続及び承継（第81条－第83条）	21
第3節	保険期間（第84条－第85条）	22
第4節	保険料（第86条－第90条）	22
第5節	告知義務、通知義務及びその他の義務（第91条－第95条）	23
第6節	無効及び消滅（第96条－第100条）	25
第7節	保険契約の変更等（第101条－第103条）	26
第8節	保険料の払戻し等（第104条－第105条）	26

第9節 時 効（第 106条）	2 6
第2章 損害のてん補（第 107条－第 120条）	2 7
第1節 損害てん補の範囲（第 107条－第 108条）	2 7
第2節 てん補額の算定、保険金請求の手続き等（第 109条－第 120条）	2 7
第3章 免 責（第 121条－第 122条）	3 2
第3部 漁船乗組船主保険（第 123条－第 157条）	3 4
第1章 保険契約（第 123条－第 151条）	3 4
第1節 保険の引受（第 123条－第 132条）	3 4
第2節 保険関係の存続（第 133条）	3 5
第3節 保険期間（第 134条－第 135条）	3 5
第4節 保険料（第 136条－第 138条）	3 5
第5節 告知義務、通知義務及びその他の義務（第 139条－第 142条）	3 6
第6節 無効及び消滅（第 143条－第 147条）	3 7
第7節 保険契約の変更等（第 148条）	3 8
第8節 保険料の払戻し等（第 149条－第 150条）	3 8
第9節 時 効（第 151条）	3 8
第2章 保険金の支払（第 152条－第 155条）	3 8
第3章 免 責（第 156条－第 157条）	3 9
第4部 漁船積荷保険（第 158条－第 207条）	4 1
第1章 保険契約（第 158条－第 193条）	4 1
第1節 保険の引受（第 158条－第 168条）	4 1
第2節 保険関係の存続及び承継（第 169条－第 171条）	4 2
第3節 保険期間（第 172条－第 173条）	4 3
第4節 保険料（第 174条－第 178条）	4 4
第5節 告知義務、通知義務及びその他の義務（第 179条－第 183条）	4 4
第6節 無効及び消滅（第 184条－第 188条）	4 6
第7節 保険契約の変更等（第 189条－第 190条）	4 7

第8節 保険料の払戻し等（第 191条－第 192条）	4 7
第9節 時 効（第 193条）	4 7
第2章 損害のてん補（第 194条－第 205条）	4 8
第3章 免 責（第 206条－第 207条）	5 1
第5部 補 則（第 208条－第 209条）	5 2
附 則	5 3

この約款は、この組合が漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）に基づいて行う漁船保険事業、漁船船主責任保険事業、漁船乗組船主保険事業及び漁船積荷保険事業（以下「漁船保険等事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第 1 部 漁 船 保 険

第 1 章 保 険 契 約

第 1 節 保 険 の 引 受

（引受をする保険）

第1条 この組合が引受をする漁船保険は、普通保険及び特殊保険とし、普通保険は普通損害保険と満期保険とする。

2 特殊保険においては、保険の目的たる漁船につき、次の原因による滅失、沈没、損傷その他の事故（以下「特殊保険事故」という。）によって生じた損害をてん補するものとする。

(1) 戦争（宣戦の有無を問わない。）又は変乱

(2) 襲撃

(3) 捕獲、だ捕又は抑留

3 普通損害保険においては、保険の目的たる漁船につき、特殊保険事故以外の滅失、沈没、損傷その他の事故（以下「普通損害保険事故」という。）によって生じた損害をてん補するものとする。

4 満期保険においては、保険の目的たる漁船につき、満期前における普通損害保険事故によって生じた損害をてん補し、及び満期により保険金を支払うものとする。

（保険の目的）

第2条 この組合の漁船保険の保険の目的たるべき漁船は、総トン数70トン以上 1,000トン未満の漁船であって、かつお・まぐろ漁業に従事するもの、専ら漁場から漁獲物若しくはその製品を運搬するもの又は漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第1条に規定するものとする。

2 地域組合の普通保険の保険の目的となっている漁船は、この組合の普通保険の保険の目的とすることができない。

3 地域組合の特殊保険の保険の目的となっている漁船は、この組合の特殊保険の保険の目的とすることができない。

4 この組合と組合員との間に普通保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とするこの組合の普通保険の保険の目的とすることができない。

5 この組合と組合員との間に特殊保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とするこの組合の特殊保険の保険の目的とすることができない。

（保険の目的たる漁具）

第3条 漁具は、特約がある場合に限り、その属する漁船とともに漁船保険の保険の目的とするものとする。

(保険引受を拒む場合)

第4条 この組合は、次の各号のいずれかに該当する漁船については保険の引受をしない。

- (1) 総トン数 1,000トン以上の漁船
- (2) 第2条第2項から第5項までの規定に該当する漁船
- (3) 船体の重要寸法の比例の過当、馬力の過当、復元力の不足若しくは強力不足又は船体若しくは機関の著しい老朽その他重大なかしがある漁船
- (4) 危険が著しく変更又は増加するおそれがある状況にある漁船
- (5) 第44条第1項第8号又は第45条第1項第7号の規定により保険料が払い戻された漁船保険に係る漁船（以下この部において「保険に係る漁船」という。）（当該払戻しの原因となった事由が消滅した場合その他重大な変更がある場合を除く。）

(満期保険の保険の目的の制限)

第5条 満期保険の保険の目的たる漁船は、満期の時において、木船にあっては進水後15年、鋼船にあっては進水後25年を経過しない漁船とする。ただし、船体につき改造修理を加えた漁船は、満期の時において、木船にあっては進水後20年、鋼船にあっては進水後30年を経過しない漁船とすることができる。

(保険関係の成立)

第6条 保険関係は、組合員又は組合員たる資格を有する者がこの組合が別に定める申込書をこの組合に提出して申込み、この組合がこれを承諾することにより成立する。

- 2 この組合は、保険の申込みを受けたときは、申込みの内容及び必要に応じて漁船を調査して保険引受の諾否を決定し、申込人に通知する。

(保険料の支払期限)

第7条 保険関係が成立した者は、当該保険関係に係る保険期間の開始日の前日までに、この組合に保険料（保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第1回の支払に係るもの。）を支払わなければならない。

- 2 前項の規定による保険料の支払をその支払期限までにしないときは、当該保険関係はその効力を失う。

(保険証券の交付)

第8条 保険関係が成立した者が前条第1項の保険料を支払ったときは、この組合は、組合員の請求により、保険証券を作成して、当該組合員に交付する。

(保険責任の始期)

第9条 この組合の保険責任は、保険期間の開始日から始まる。

- 2 第29条第3項、第40条又は第41条第2項の規定により保険料の差額を支払った場合における当該変更後の保険契約に係るこの組合の保険責任は、その保険料の差額を支払った日の翌日から始まる。

(継続加入)

第10条 組合員は、普通損害保険又は特殊保険の保険期間の満了後引き続き普通損害保険又は特殊保険に付そうとするときは、そのために必要な事項を、当該満了の日の2週間前までにこの組合に通知しなければならない。

(被保険者たる資格)

第11条 漁船保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者とする。

(保険価額)

第12条 この組合は、漁船保険の引受をするときは、水産庁長官の定める漁船の評価標準に従い、あらかじめ、当該引受に係る漁船の保険価額を定めるものとする。

2 満期保険については、保険期間の開始日における満期保険の保険の目的たる漁船の価額をもって保険期間中における当該漁船の価額とみなす。

第 2 節 保険関係の存続及び承継

(保険関係の存続)

第13条 漁船保険の保険の目的たる漁船（以下この部において単に「保険の目的たる漁船」という。）の所有者又は使用者（所有権以外の権原に基づき漁船を使用する者をいう。以下同じ。）である組合員が、その住所又は当該漁船の主たる根拠地を組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合において、その脱退前に、この組合員から当該組合に対し当該保険関係（当該漁船に係る漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険の保険関係が成立している場合にあっては、これらの保険関係を含むすべての保険関係）を存続させたい旨の通知があったときは、その保険関係は、定款第16条第1項の規定にかかわらず、なお存続する。

2 前項の規定によりなお存続するものとされる保険関係に係る漁船の所有者又は使用者は、この約款の適用については、組合員とみなす。

(保険関係に関する権利義務の承継)

第14条 保険の目的たる漁船の譲受人は、この組合に通知して、譲渡人が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務（法第139条第1項又は第139条の2第1項の規定による負担金に係る権利義務（以下「漁船保険の保険料に対する国庫負担金に係る権利義務」という。この節において同じ。）を除く。）を承継することができる。ただし、この組合が正当な事由により、当該通知を受けた後直ちに当該譲受人に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の規定により保険関係に関する権利義務を承継した者（被保険者としての権利義務のみを承継した者を除く。）が組合員たる資格を有しない場合には、その者は、この約款の規定の適用については、組合員とみなす。

3 保険の目的たる漁船につき、相続その他の包括承継又は遺贈があった場合については、前2項の規定を準用する。

第15条 保険の目的たる漁船の所有者又は使用者は、この組合に通知して、所有者にあっては当該漁船の使用者たる組合員が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務（漁船保険の保険料に対する国庫負担金に係る権利義務を除く。）を、使用者にあっては組合員が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務（漁船保険の保険料に対する国庫負担金に係る権利義務及び当該漁船の所有者たる組合員が被保険者として有する権利義務を除く。）を承継することができる。ただし、この組合が、正当な事由により、当該通知を受けた後直ちに当該所有者又は使用者に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の規定により保険関係に関する権利義務を承継しようとする者は、あらかじめ当該保険関係に関し権利義務を有する者の承諾を得なければならない。ただし、保険の目的たる漁船の使用者たる組合員の当該漁船を使用する所有権以外の権原が消滅した場合であって次に掲げるときは、この限りでない。

- (1) 当該漁船の所有者が当該組員から当該組員が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務（漁船保険の保険料に対する国庫負担金に係る権利義務を除く。次号において同じ。）を承継するとき。
 - (2) 当該漁船について新たに使用者となった者が当該組員から当該組員が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務を承継するとき。
- 3 第1項の規定により保険関係に関する権利義務を承継した者については前条第2項の規定を、保険の目的たる漁船を使用する所有権以外の権原につき相続その他の包括承継又は遺贈があった場合（次に掲げる場合を除く。）については同項及び前2項（前項ただし書を除く。）の規定を、それぞれ準用する。
- (1) 相続人又は受遺者が被相続人又は遺言者たる組員から保険の目的たる漁船を使用する所有権以外の権原を相続し、又はその遺贈を受け、当該組員が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務（漁船保険の保険料に対する国庫負担金に係る権利義務を除く。次号及び第3号において同じ。）を承継するとき。
 - (2) 合併後存続する法人又は合併によって設立した法人が合併によって消滅した法人たる組員から保険の目的たる漁船を使用する所有権以外の権原を承継し、当該組員が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務を承継するとき。
 - (3) 分割によって設立した法人又は分割によって営業を承継した法人が分割をした法人たる組員から保険の目的たる漁船を使用する所有権以外の権原を承継し、当該組員が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務を承継するとき。

第3節 保 険 期 間

（保険期間）

第16条 保険期間は、普通損害保険にあつては1年とし、満期保険にあつては3年、6年及び9年とし、特殊保険にあつては4ヶ月とする。

- 2 前項の規定にかかわらず特殊保険の保険期間は、次の表の左欄に掲げる漁船については、それぞれ同表の右欄に掲げる期間をもって保険期間とすることができる。

区 分	期 間
指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）別表第4の第9号、第11号及び第12号の上欄に掲げる区域に該当する海域において漁業に従事する漁船	3ヶ月
年間を通じて3ヶ月以内に限り営むことができるたはえ縄漁業に従事する漁船	2ヶ月又は3ヶ月

- 3 第3条の規定により漁具を保険の目的とする特約をする場合における当該漁具の保険期間は、当該漁具の属する漁船についての当該特約に係る保険の保険期間（満期保険にあつては、当該特約の日を含む保険料期間（保険期間が始まる日から起算して1年を経過するごとにその1年をいう。））のうち、当該特約をする日において、まだ経過しない期間を超えない範囲内において当該漁具を使用して漁業を営む期間とする。
- 4 この組合は、第1項の規定にかかわらず、漁船を新たに普通損害保険に付する場合における当該漁船についての保険期間を、加入区ごとに、現に保険料の一部を国庫が負担している漁船のう

ちの最多数のものが同一にその保険期間の終期としている日までの期間とすることができる。

- 5 この組合は、法第 113条の規定による保険料の集収及び払込を円滑にするため必要があるときは、法第 139条第 1 項又は法第 139条の 2 第 1 項の規定により国庫が保険料の一部を負担する漁船に係る普通損害保険の保険期間を、加入区ごとに、漁船保険中央会の承認を得て組合の定める日までの期間とすることができる。

(保険期間の延長)

第17条 この組合は、同一漁船につき保険期間が重複する 2 以上の普通損害保険又は特殊保険が存するときは、組合員からの請求により、先に成立した保険関係の保険期間を、最後に成立した保険関係の保険期間の終期まで延長することができる。

- 2 前項の場合には、組合員は、その保険期間の満了前に、延長しようとする期間に対する保険料を支払わなければならない。

第18条 この組合は、普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる 2 以上の漁船を同一の組合員が所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用するときは、当該組合員からの請求により、先に成立した保険関係の保険期間を最後に成立した保険関係の保険期間の終期まで延長することができる。

- 2 前項の場合には、組合員は、その保険期間の満了前に、延長しようとする期間に対する保険料を支払わなければならない。

第19条 普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船につき、この組合の事故についての責任が確定しない期間中又は事故による損害についての修繕が完了しない期間中に保険期間（保険期間が延長された場合にあっては延長後の保険期間）が満了すべきときは、組合員は、この組合に対し、保険期間の延長を請求することができる。

- 2 前項の規定により延長する期間は、1 ヶ月を下ってはならない。

- 3 第 1 項の場合には、組合員は、その保険期間の満了前に、延長しようとする期間に対する保険料を支払わなければならない。

第20条 特殊保険の保険の目的たる漁船につき、特殊保険事故による損害発生の危険が切迫し、その継続中に保険期間が満了すべきときは、組合員は、保険期間の延長を請求することができる。延長した保険期間が満了すべきときも、また同様とする。

- 2 前項の規定により延長する保険期間は、1 ヶ月を下ってはならない。

- 3 第 1 項の規定により保険期間の延長をしようとするときは、その期間の満了前に、その旨をこの組合に通知し、かつ、延長しようとする期間に対する保険料を支払わなければならない。

(かしある漁船となった場合の保険期間)

第21条 普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船が、第 4 条第 3 号に該当することとなったときは、当該普通損害保険又は特殊保険は、現に経過中の保険期間の満了をもって終了するものとする。

第 4 節 保 険 料

(保険料率)

第22条 この組合の漁船保険の保険料率は、別表第 1 部、第 2 部及び第 3 部に定めるとおりとする。

(保険料の計算)

第23条 1 年に満たない期間に対する保険料（第 3 条の規定により漁具特約のある場合における当

該漁具の保険期間に対する保険料を除く。)は、月割で計算する。ただし、1ヶ月に満たない日数については、1ヶ月を30日として日割で計算する。

(普通損害保険及び特殊保険の保険料の支払)

第24条 普通損害保険及び特殊保険の保険料は、1回払とする。ただし、組合員は、普通損害保険の保険料について、この組合の承諾を得て3回以内に分割して支払うことができる。

2 この組合が前項ただし書の承諾をするのは、分割した保険料を期限内に支払う確実な保障があると認める場合に限るものとする。

3 第1項の規定により保険料の分割支払をする場合における保険料のうちその第1回の支払に係るものの金額は、保険料(法第139条第1項又は第139条の2第1項の規定により当該保険料が国庫負担に係るものであるときは、その負担に係る部分を除く。)の2分の1以上とする。

4 第1項の規定により保険料の分割支払をする場合における保険料のうちその最終の支払に係るものの支払期限は、保険期間の開始の日から起算して9ヶ月を経過する日までの期間内においてこの組合が指定する日までとする。

5 この組合は、第1項ただし書の承諾をした場合において、その承諾に係る保険料の分割支払の支払期限の到来前に、保険金の支払又は保険料の払戻しをすべき事由が生じたときは、支払うべき保険金又は払い戻すべき保険料の額から未払込の保険料に相当する額を控除することができる。

(満期保険の保険料の支払)

第25条 各保険料期間に対する満期保険の保険料のうちの積立保険料の額は、同額とする。ただし、10円未満の差額があることを妨げない。

2 各保険料期間に対する満期保険の保険料のうちの損害保険料の額は、各保険料期間の開始の日において適用されている満期保険の保険料率のうち損害保険料に対応する部分の率を満期保険の保険の目的たる漁船についての保険金額に乗じて得た金額とする。

3 組合員は、満期保険の各保険料期間に対する保険料を2回に分割して支払うことができる。この場合には、各保険料期間に対する保険料のうち、その第1回の支払に係るものの額及び第2回の支払に係るものの額は、それぞれ前2項の規定による当該保険料の額の2分の1に相当する金額の1.0114倍の金額とする。

4 各保険料期間に対する満期保険の保険料の支払期限は、当該保険料期間の保険料を一時に支払う場合にあっては、当該保険料期間の開始の日の前日までとし、分割して支払う場合にあっては当該保険料のうちその第1回の支払に係るものについては当該保険料期間の開始の日の前日まで、第2回の支払に係るものについては当該保険料期間の開始の日から起算して6ヶ月を経過した日の前日までとする。

5 前項の支払期限を経過した後第37条の支払猶予期間内に支払う満期保険の保険料(保険料の分割支払がされる場合にあっては、当該保険料のうちその第1回の支払に係るもの)の額は、同項の支払期限経過後その支払をする日までの期間に対し、その日数に応じ年4.5パーセントの割合で計算した利息に相当する額を加算した額とする。

6 保険料の分割支払がされる場合において、第4項の支払期限を経過した後支払う当該保険料のうちその第2回の支払に係るものの額は、当該保険料の支払が前項の支払猶予期間に相当する期間(以下「支払猶予期間相当期間」という。)内にされるときは、当該支払期限経過後その支払をする日までの期間に対し、その日数に応じ年4.5パーセントの割合で計算した利息に相当する額を加算した額とし、当該保険料の支払が支払猶予期間相当期間後にされるときは、更に、支

払猶予期間相当期間経過後その支払いをする日までの期間に対し、その日数に応じ年8パーセントの割合で計算した利息に相当する金額を加算した額とする。

7 前2項の場合において、その利息に相当する金額が100円に満たないときは、その金額は加算しない。

8 第5項及び第6項の規定に定める年当たりの割合については、第26条第2項の規定を準用する。
(延滞金)

第26条 この組合は、第24条第1項の規定により普通損害保険の保険料の分割支払を認める場合において、分割した保険料が同条第4項の支払期限内に支払われない場合は、その支払われない期間についてその日数に応じ年8パーセントの延滞金を徴収することができる。

2 前項の規定に定める年当たりの割合は、365日当たりの割合とする。

(国庫負担の保険料の相殺受領)

第27条 法第139条第1項又は第139条の2第1項の規定により国庫が普通保険の保険料の一部を負担する漁船についての当該国庫の負担金は、組合員がこの組合に支払うべき当該漁船についての保険料の一部に充てるものとする。

第5節 告知義務、通知義務及びその他の義務

(告知義務)

第28条 組合員又は組合員たる資格を有する者は、保険の申込み時に、第6条第1項の申込書において記載を求められた事項について、事実の告知をしなければならない。

2 組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険契約の保険期間の開始日の前日までに前項の規定による記載事項について変更があった場合にはその旨を組合に告知しなければならない。

(事前の通知義務)

第29条 次に掲げる場合には、組合員又は被保険者は、あらかじめ、この組合に通知しなければならない。

- (1) 保険に係る漁船の総トン数又は船体の重要寸法に変更を来すべき改造をしようとするとき。
- (2) 保険に係る漁船の主機関を据え付け、取り替え又は除去しようとするとき。
- (3) 保険に係る漁船の無線電信設備、無線電話設備又はレーダー設備を除去しようとするとき。
- (4) 保険に係る漁船につき漁業用ソナー設備（漁船損害等補償法第113条の4第1号の危険の程度の区分を定める件（平成11年9月30日農林水産省告示第1259号）第6号・に定める漁業用ソナー設備をいう。以下同じ。）を据え付け、取り替え又は除去しようとするとき。
- (5) 保険に係る漁船につき、漁業等の種類（別表第1部の第1の1の表に掲げる漁業等の種類をいう。）又は従事日数を変更しようとするとき（従事日数の変更の場合にあっては、2以上の漁業等を併せて行う場合において、そのいずれかひとつの漁業等に係る従事日数が60日以上となることにより、当該漁船につき適用する漁船保険の基準保険料が変更されることとなる場合に限る。）。

(6) 保険に係る漁船を漁業以外の用途に使用しようとするとき（前号に掲げるときを除く。）。

(7) 前各号のほか保険に係る漁船につき重大な変更をしようとするとき。

(8) 保険に係る漁船を引き続き90日以上係船しようとするとき。

(9) 保険に係る漁船につき、同種の保険契約を他の保険者と締結しようとするとき。

2 保険に係る漁船の危険が前項第1号から第8号までに掲げる事由によって著しく増加する場合

には、この組合は、組合員又は被保険者に対し、その変更を制限し、その他必要な措置をさせることがある。

3 第1項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる事由により保険料を増額すべきときは、組合員は、遅滞なく、その事由が発生した日からその保険期間（満期保険にあっては、その保険料期間）の満了の日までの期間に対する保険料の差額を支払わなければならない。

4 組合員が前項の規定による保険料の差額の支払を怠ったときは、この組合は、従前の保険料の額にその支払を怠った保険料の額を加えて得た額に対する従前の保険料の額の割合によっててん補する。

（事後の通知義務）

第30条 次に掲げる場合には、組合員又は被保険者は、遅滞なくこの組合に通知しなければならない。

(1) 保険に係る漁船を譲渡し、又は貸し付けたとき。

(2) 保険に係る漁船の上に先取特権、抵当権その他の物権又は賃借権を設定し、変更し、又は消滅させたとき。

(3) 保険金受取人又は保険に関する事項につき代理人を定め、又は廃したとき。

(4) 組合員、被保険者、これらの者の代理人又は保険金受取人の氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(5) 保険に係る漁船の船名又は主たる根拠地を変更したとき。

2 前項第2号から第4号までに掲げる事由に該当する場合においては、組合員又は被保険者は、債権者、保険金受取人又は代理人と連署のうえ通知しなければならない。

（漁船の調査等）

第31条 この組合は、いつでも保険に係る漁船に関して、調査をし、又は組合員若しくは被保険者に通常の修繕その他の必要な処置をさせることができる。

2 組合員又は被保険者は、前項の調査に関してこの組合から照会があった場合には、遅滞なく回答しなければならない。

（通常行うべき管理等の義務）

第32条 組合員又は被保険者は、保険の目的たる漁船につき、通常行うべき管理その他損害の防止及び軽減に努めなければならない。

第6節 無効及び消滅

（無効）

第33条 次に掲げる場合には、漁船保険は、無効とする。

(1) 第4条の規定に違反して保険の引受をしたとき。

(2) 第9条第1項の規定によりこの組合の保険責任が始まる前において、既に事故が生じ得ないこととなったとき、又は生じていたとき。

（解除）

第34条 保険引受の当時、組合員又は被保険者が第28条第1項の規定による記載事項について、故意又は重大な過失によって事実を告知せず、又は不実の告知をしたときは、この組合が当該事実を知り、又は過失によって知らなかったときを除くほかは、この組合は、保険関係を解除することができる。ただし、保険引受の時から5年又はこの組合が解除の原因を知った時から1ヶ月を

経過したときは、この限りでない。

(満期保険の解除)

第35条 組合員は、いつでも（漁船の使用者たる組合員にあっては、当該漁船の所有者に対して当該組合員が満期保険の保険関係に関して有する権利義務を承継すべき旨の申出をした場合において、当該所有者がその承継を拒んだときに限り）、満期保険を解除することができる。

(失効)

第36条 次に掲げる場合には、漁船保険は、その効力を失うものとする。

- (1) 保険に係る漁船が解てつされたとき。
- (2) 組合員が、この組合の区域内に住所及びその所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する保険に係る漁船の主たる根拠地を有しなくなったとき（あらかじめ、当該組合員からこの組合に保険関係を存続させたい旨の申出があったときを除く。）。
- (3) 保険に係る漁船の所有権の移転又は当該漁船を使用する所有権以外の権原の移転若しくは消滅があった場合又は相続その他の包括承継若しくは遺贈があった場合において、この組合が保険関係に関する権利義務の承継を拒んだとき。
- (4) 組合員が死亡し、若しくは解散したとき（保険関係に関する権利義務の承継があつ場合を除く。）又は組合員について破産手続開始の決定があったとき。

(保険料不払いによる満期保険の失効)

第37条 組合員が第25条第4項の支払期限を経過しても保険料（保険料の分割支払がされる場合にあっては、当該保険料のうちその第1回の支払に係るもの）の支払いをしないで2ヶ月の支払猶予期間を経過したときは、満期保険は、その効力を失う。

(解除等の効果)

第38条 第34条又は第35条の規定により保険契約を解除したときは、その解除は将来に向かつてのみその効力を生ずる。

2 この組合は、事故が生じた後に第34条の規定による解除をした場合であっても、保険金を支払う責めを負わない。既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。ただし、その事故の発生が同条の事実に基づかないものであるときは、この限りでない。

第39条 無効、失効若しくは解除の場合又はこの組合が損害をてん補する責めを負わない場合においても、この組合は、既に受け取った保険料を払い戻さないものとする。ただし、別段の規定がある場合、無効の原因及びその原因を知らなかったことにつき保険の申込人が善意でかつ重大な過失がない場合は、この限りでない。

第 7 節 保険契約の変更等

(損害てん補の範囲の変更)

第40条 組合員は、この組合の承諾を得て損害てん補の範囲につき保険契約の変更をする場合において、保険料を増額すべきときは、当該保険期間（満期保険にあっては、当該保険料期間）につき、保険料の差額を支払わなければならない。

(保険価額の変更等)

第41条 この組合は、必要があると認める場合には、いつでも、普通損害保険及び特殊保険の保険の目的たる漁船を評価し、その価額に著しい変動があったときは、保険価額を変更することができる。組合員の請求があった場合も、また同様とする。

- 2 前項の規定により保険価額を増額する場合には、組合員は、保険金額の増額を請求することができる。この場合には、保険期間の全部についての保険料の差額を支払わなければならない。
- 3 第1項の規定により保険価額を減額する場合において、保険金額が減額後の保険価額を超えることとなるときは、この組合は、保険金額を減額後の保険価額まで減額するものとする。

第42条 組合員は、この組合が前条第3項の規定により保険金額を減額したときは、保険料の減額を請求することができる。ただし、満期保険は除く。

第43条 前条の規定により減額する保険料の額は、従前の保険金額についての保険料と減額後の保険金額についての保険料との差額に相当する額を基準として計算する。

第8節 保険料の払戻し等

(危険の消滅による保険料の払戻し)

第44条 組合員は、この組合に対し、次の各号のいずれかに該当する場合には、普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船についての保険料の払戻しを請求することができる。

- (1) 普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船が解てつされたとき。
 - (2) 組合員の住所又は普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船の主たる根拠地をこの組合の区域外に移転したことにより普通損害保険又は特殊保険が失効したとき。
 - (3) 普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船の所有権の移転又は当該漁船を使用する所有権以外の権原の移転若しくは消滅により普通損害保険又は特殊保険が失効したとき。
 - (4) 組合員の死亡若しくは解散又は組合員についての破産手続開始の決定により普通損害保険又は特殊保険が失効したとき。
 - (5) 普通損害保険の保険の目的たる漁船が法第139条第1項に規定する対象漁船又は法第139条の2第1項に規定する漁船に該当することとなった場合において、当該漁船を新たに普通損害保険に付するに際し、従前の普通損害保険を解除したとき。
 - (6) 普通損害保険の保険の目的たる漁船を満期保険に付するに際し、従前の普通損害保険を解除したとき。
 - (7) 普通損害保険の保険の目的たる漁船の代船を普通損害保険又は満期保険に付するに際し、現に存する普通損害保険を解除したとき。
 - (8) 普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船により漁業を行うことが自己の責めに帰することができない事由により困難となっている状態が1年以上継続すると認められるため、普通損害保険又は特殊保険を解除したとき。
 - (9) 普通損害保険の保険の目的たる漁船が特殊保険事故に該当する事故により全損し、又は委付されたとき。
 - (10) 特殊保険の保険の目的たる漁船が普通損害保険事故に該当する事故により全損し、又は委付されたとき。
- 2 組合員が前項の規定により払戻しを請求することができる保険料の額は、前項各号の事由が発生した日の翌日から起算した当該保険関係のまだ経過しない期間に対する純保険料（同項第5号から第7号までの場合は、純保険料及び付加保険料）の額（既に経過した期間中の事故による損害がある場合には、これに対するてん補額を差し引き、まだ経過しない期間に対する純保険料の一部を国庫が負担している場合には、その負担している額を差し引いて得た額）に相当する金額とする。

(危険の消滅による満期保険損害保険料の払戻し)

第45条 組合員は、この組合に対し、次の各号のいずれかに該当する場合には、満期保険の保険の目的たる漁船についての損害保険料の払戻しを請求することができる。

- (1) 満期保険の保険の目的たる漁船が解てつされたとき。
- (2) 組合員の住所又は満期保険の保険の目的たる漁船の主たる根拠地をこの組合の区域外に移転したことにより満期保険が失効したとき。
- (3) 満期保険の保険の目的たる漁船の所有権の移転又は当該漁船を使用する所有権以外の権原の移転若しくは消滅により満期保険が失効したとき。
- (4) 組合員の死亡若しくは解散又は組合員についての破産手続開始の決定により満期保険が失効したとき。
- (5) 満期保険の保険の目的たる漁船を普通損害保険に付するに際し、従前の満期保険を解除したとき。
- (6) 満期保険の保険の目的たる漁船の代船を満期保険又は普通損害保険に付するに際し、現に存する満期保険を解除したとき。
- (7) 満期保険の保険の目的たる漁船により漁業を行うことが自己の責めに帰することができない事由により困難となっている状態が1年以上継続すると認められるため、満期保険を解除したとき。
- (8) 満期保険の保険の目的たる漁船が特殊保険事故に該当する事故により全損し、又は委付されたとき。

2 組合員が前項の規定により払戻しを請求することができる損害保険料の額は、前項各号の事由が発生した日の翌日から起算した当該保険料期間のまだ経過しない期間に対する純保険料（同項第5号及び第6号の場合は、純保険料及び付加保険料）の額（当該保険料期間の既に経過した期間中の事故による損害がある場合には、これに対するてん補額を差し引き、当該保険料期間のまだ経過しない期間に対する純保険料の一部を国庫が負担している場合には、その負担している額を差し引いて得た額）に相当する金額とする。

(満期保険の払戻金の支払)

第46条 組合員は、満期保険の解除（第34条の規定による解除を除く。）又は失効により保険関係が消滅した場合には、この組合に対し、当該満期保険につき支払った積立保険料（支払期限の到来した未払積立保険料を含む。次項において同じ。）のうちの純保険料の額に、第35条の規定による解除（第45条第1項第6号に規定する解除を除く。）又は第37条の規定による失効により保険関係が消滅した場合にあっては、保険期間が始まる日から起算して次の表の左欄に掲げる期間を経過したものにつきそれぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額、その他の事由により保険関係が消滅した場合にあっては、100分の100を乗じて得た金額に相当する払戻金の支払を請求することができる。

経 過 期 間	割 合
1 年 以 内	100分の92
1年超過2年以内	100分の95
2年超過3年以内	100分の97
3 年 超 過	100分の100

2 組合員は、満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の普通損害保険事故により全損（委付を含む。）した場合には、この組合に対し、当該保険につき支払った積立保険料のうちの純保険料の額から、保険期間が始まる日から起算して次の表の左欄に掲げる期間を経過したものにつき、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を保険金額に乗じて得た額を差し引いて得た金額に相当する金額を超えない払戻金の支払を請求することができる。ただし、第67条の規定により、この組合が当該普通損害保険事故に係る損害をてん補する責めを負わない場合については、この限りでない。

期 間	割 合	
	木 船	鋼 船
1 年 以 内	1 0 0 分 の 0	1 0 0 分 の 0
1 年 超 過 2 年 以 内	1 0 0 分 の 1 0	1 0 0 分 の 6
2 年 超 過 3 年 以 内	1 0 0 分 の 2 0	1 0 0 分 の 1 2
3 年 超 過 4 年 以 内	1 0 0 分 の 2 8	1 0 0 分 の 1 8
4 年 超 過 5 年 以 内	1 0 0 分 の 3 5	1 0 0 分 の 2 3
5 年 超 過 6 年 以 内	1 0 0 分 の 4 2	1 0 0 分 の 2 8
6 年 超 過 7 年 以 内	1 0 0 分 の 4 8	1 0 0 分 の 3 2
7 年 超 過 8 年 以 内	1 0 0 分 の 5 3	1 0 0 分 の 3 6
8 年 超 過 9 年 以 内	1 0 0 分 の 5 8	1 0 0 分 の 4 0

第 9 節 時 効

（時 効）

第47条 保険金を請求する権利及び保険料の返還を請求する権利については、普通損害保険及び特殊保険にあつては3年、満期保険にあつては5年、保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利については1年を経過したときは、時効によって消滅する。

第 2 章 損 害 の て ん 補

第 1 節 損 害 て ん 補 の 範 囲

（損害のてん補）

第48条 この組合は、保険の目的たる漁船につき滅失、沈没、損傷その他の事故によって生じた損害（分損を含む。以下同じ。）を保険金額の保険価額に対する割合によっててん補する。ただし、分損については、特約がある場合に限りてん補する。

2 前項に規定する事故によって生じた損害には、自然損耗を原因として不慮の事故により生じた損害を含むが、当該事故によって生じた損害のうち自然損耗の存在する部分についてはてん補の対象としない。

3 漁具は、その属する漁船とともに全損（委付を含む。）となった場合に限り、てん補する。

4 特殊保険の保険の目的たる漁具については、前項に規定する場合のほか、その滅失、沈没、損傷その他の事故によって損害が生じた場合において、その損害をてん補する。

5 特殊保険の保険の目的たる漁具につき組合が責めを負う分損のてん補については、第50条の規

定を準用する。

(全 損)

第49条 保険の目的たる漁船が次の各号のいずれかに該当する状態となったときは、全損とする。

(1) 原型をとどめない状態になったとき。

(2) 原型に復旧することが不可能なまでに船体の要素的部分に損傷を受けたとき。

(3) 技術的に救助が不可能となったとき。

2 被保険者は、保険の目的たる漁船につき次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、全損として保険金を請求することができる。

(1) 漁船が沈没し容易に引き揚げることができないとき。

(2) 漁船の行方が知れなくなったとき（漁船の行方が30日間明らかでないとき。）。

(3) 漁船が修繕することができなくなったとき（救助費の額若しくは修繕費の額又はこれらの合算額が保険の目的たる漁船の保険価額を超えるときをいう。）。

(4) 漁船が捕獲され、だ捕され又は抑留され、30日間解放されなかったとき。

3 前項第2号の期間は当該漁船の最終の消息のあった時から、同項第4号の期間は当該漁船が捕獲され、だ捕され又は抑留された時から起算する。

(分損のてん補)

第50条 この組合が責めを負うてん補の対象となる分損の額は、保険の目的たる漁船につき事故による損害（当該漁船の設備、属具又は備品についての損害のうち、漁獲物の保蔵設備、電気及び電波の設備、救命設備（救命艇、端艇、救命いかだ、救命浮器及び救命浮環で船体の固定位置に備え付けられていたものに限る。）、いかり、びょう鎖、航海用具（羅針儀、船灯及び汽笛（サイレンを含む。）で船体の固定位置に備え付けられていたものに限る。）並びに機関備品に係る損害については、沈没、座礁、衝突、火災、銃砲弾の命中、爆発、高圧ガスの噴出、盗難、異常な浸水及び風浪、だ捕、抑留並びに落雷によって生じたものに限るものとし、救命設備（上記に掲げる以外のもの。）、消防設備、帆、索及び航海用具（上記に掲げる以外のもの。）に生じた損害は除く。）が生じた場合において事故発生直前の状態に復旧するために必要な最低額の費用（以下「修繕費」という。）とする。

2 この組合は、前項に規定する損害についての修繕（以下この条において「本修繕」という。）が完了した後に、修繕費の額をてん補する。

3 この組合は、前項の規定にかかわらず、本修繕が完了していない保険の目的たる漁船が使用されることにつき正当な理由があると認めるときは、修繕費として、第1項に規定する損害の一部についての修繕（以下この条において「一部修繕」という。）に要した費用の額をてん補する。

4 この組合は、前項の規定により一部修繕に要した費用の額をてん補している場合にあっては、第2項の規定にかかわらず、本修繕が完了した後に、修繕費の額からその一部修繕に要した費用の額を差し引いて得た額をてん補する。

5 この組合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、本修繕が行われていないか、又は完了していない保険の目的たる漁船が譲渡され、又は解てつされたときは、その損害に基づく減価額又は修繕費の額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を含まない額とし、又、第3項の規定により一部修繕に要した費用の額をてん補している場合にあっては、修繕費の額からその一部修繕に要した費用の額を差し引いて得た額とする。）のいずれか少ない額を

てん補する。

- 6 この組合は、分損の額が10,000円に満たないとき又はてん補すべき分損の額が 3,000円に満たないときは、てん補しない。

(特定分損のてん補)

第51条 この組合は、第48条第1項の特約において、この組合がてん補すべき分損を特定分損（保険の目的たる漁船につき沈没、座礁、衝突（氷との衝突を除く。）及び火災によって生じた分損をいう。以下同じ。）に限ることができる。ただし、保険の目的たる漁船が総トン数 100トン未満であるときは、この限りでない。

- 2 この組合が責めを負うてん補の対象となる特定分損の額については、前条の規定を準用する。

(定額控除分損のてん補)

第51条の2 この組合は、第48条第1項の特約において、この組合が責めを負うてん補の対象となる分損の額から 1,000,000円を控除しててん補すること（以下「定額控除分損」という。）ができる。ただし、保険の目的たる漁船が総トン数 100トン未満であるときは、この限りでない。

(救助費及び特別救助費のてん補)

第52条 この組合は、次の各号に掲げる額につき、保険金額の保険価額に対する割合によって算出した額をてん補する。ただし、第3号に掲げる額については、特約がある場合に限り、てん補する。

- (1) 保険の目的たる漁船につき事故が発生した場合において、その漁船を自ら又は他の船舶による救助を受けて安全に停泊することができる最寄りの場所まで回航し、又は曳航するのに必要な費用、救助者に対する報酬その他損害の防止及び軽減のために必要又は有益であった費用（船員その他の人員につき生じた損害に係るもの及び漁獲物、その製品、燃料、餌料、飲食料、漁具その他漁船に積載されている物の放棄に係るものを除く。以下「救助費」という。）の額
- (2) 保険の目的たる漁船に積載された積荷が漁船積荷保険以外の保険に付されている場合にあっては、前号の規定にかかわらず、この組合がてん補すべき救助費の額は、前号で算定される救助費の額から他の保険により負担される共同海損分担額（組合員若しくは被保険者又はこの組合が選任した精算人により、運送契約に定められた法令若しくは規則に従って、又は運送契約に別段の定めがないときは、日本国の法令若しくは1974年ヨーク・アントワープ規則に従って作成された共同海損精算書によって算定される分担額をいう。）を除いた額とする。
- (3) 普通保険の保険の目的たる漁船が、座礁又は衝突した場合において保険の目的たる漁船と当該漁船に積載した積荷の共同の危険を免れるために放棄した漁獲物、その製品、燃料、餌料、飲食料若しくは漁具のうち、損害の防止及び軽減のために必要又は有益であったものの価額につき、保険価額の積荷額（座礁若しくは衝突した際に当該漁船に積載されていた漁獲物、その製品、燃料、餌料、飲食料及び漁具（操作中のものを含む。）の価額（漁獲物及びその製品の価額については、消費税等相当額を含まない額とする。）をいう。）と保険価額とを合計して得た額に対する割合によって算出した額（以下「特別救助費」という。）
- (4) 特殊保険の保険の目的たる漁船が、襲撃を受けた場合において放棄した漁具（操作中の漁具であって切断により放棄したものに限る。）のうち、損害の防止及び軽減のために必要又は有益であったものの価額

- 2 この組合は、前項の規定によりてん補すべき額が 3,000円に満たないときは、てん補しない。

第53条 この組合は、普通損害保険又は満期保険については、総トン数70トン以上の動力漁船で

あつて次に掲げる漁業等に従事するものに限り、特別救助費のてん補の特約をすることができる。

- (1) かつお・まぐろ漁業
- (2) 底びき網漁業
- (3) まき網漁業
- (4) さけ・ます漁業
- (5) さんま棒受網漁業
- (6) さば釣り漁業
- (7) たらはえなわ漁業
- (8) いか釣り漁業
- (9) かじき等流し網漁業
- (10) 漁業の取締り等（漁業に関する試験、調査、指導及び練習を含む。）
- (11) 漁獲物運搬

2 この組合は、前項の規定による特別救助費のてん補の特約に係る漁船が同項各号に掲げる漁業等以外の漁業等に従事している際における特別救助費については、てん補しない。

（特殊保険の衝突損害賠償金のてん補）

第54条 この組合は、特殊保険の保険の目的たる漁船が特殊保険事故により他の船舶と衝突し、又はその衝突の直接の結果として船舶が更に他の船舶と衝突し、これによりこれらの船舶（以下「被衝突船舶」という。）又はその積荷に損害が生じた場合において、被保険者が次の各号に掲げる損害又は費用につき自己の賠償責任に基づき賠償したときは、これによって生じた損害をてん補する。特殊保険の保険の目的たる漁船が当該漁船を所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する組合員又は被保険者の所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する他の船舶と衝突した場合の損害も、これを第三者の損害とみなしててん補する。この場合において、各船舶の過失の有無及びその割合は、この組合と組合員又は被保険者とが協議して決定するものとし、協議が調わないときは、この組合と組合員又は被保険者とが協議のうえ1人の仲裁人を選任し、この仲裁人の決定に従うものとする。ただし、衝突による損害は、特約がある場合に限り、てん補する。

- (1) 被衝突船舶の損害
- (2) 被衝突船舶の積荷の損害
- (3) 被衝突船舶を使用できないことによる損害
- (4) 被衝突船舶の所有者又は使用者が法令その他の事由により当該被衝突船舶又はその積荷の引揚げ又は撤去の責任を負い、その費用を負担することによる損害
- (5) 衝突事故に係る損害賠償に関する訴訟が提起され、又は当該損害賠償に関する争いが仲裁若しくは示談に付された場合の必要又は有益であった訴訟費用又は仲裁若しくは示談の手續に必要な費用
- (6) 衝突事故が海難審判に付されたときの必要又は有益であった海難審判に必要な費用
- (7) 第5号に掲げる場合において、衝突事故に係る損害賠償に関し、仮差押えがなされたときの当該仮差押えを排除するため被保険者が担保物件を提供するために必要な保証料又は保証金借入利息
- (8) 第5号から第7号までに掲げる費用のほか、この組合の責任となるべき事故に関して被保険者の責任を防衛し又は軽減するため必要又は有益な費用

2 前項第1号から第4号までに掲げる損害のうちこの組合のてん補すべきものは、次の範囲とする。

- (1) 衝突が特殊保険の保険の目的たる漁船のみの過失によって生じた場合には、当該衝突に係る衝突損害につき、被保険者が賠償し、又は負担した金額
- (2) 衝突が特殊保険の保険の目的たる漁船の過失及び他の船舶の過失によって生じた場合には、一方又は双方の船舶の所有者等の責任が船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）、外国の法令又は条約に基づき制限された場合を除き、その過失の割合（過失の軽重を判定することができないときは、その過失の割合は同等とみなす。）に応じ、かつ、相殺しないで当該衝突に係る衝突損害につき、被保険者が賠償し、又は負担した金額
- (3) 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律、外国の法令又は条約に基づき被保険者の責任が制限された場合には、当該法令等に基づき被保険者が提供した基金の確定額又はその他の財産の提供時の価額のうち、他の船舶又は他の船舶に積載した積荷の損害に対する賠償として割り当てられた額
- (4) この組合は、前号の法令等に基づき被保険者の責任が制限される場合には、被保険者が責任制限手続をとらない場合であっても、当該責任制限額を賠償額とみなしててん補する。

（捕獲等による損害てん補の特約）

第55条 この組合は、特殊保険の保険の目的たる漁船につき、特約がなければ、捕獲、だ補又は抑留によって生じた特殊保険事故による損害をてん補する責めを負わない。

第2節 保険代位及び委付

（保険代位）

第56条 第49条第1項及び第2項の規定により、この組合が保険金を支払ったときは、この組合は、被保険者がその漁船につき有する権利を当該保険金の額の保険価額に対する割合で取得する。

2 前項の規定によりこの組合が保険の目的たる漁船の所有権を取得した場合であっても、当該漁船の上に存する先取特権、抵当権、その他の物権及び賃借権を消滅させるために要する金額並びにその漁船に付随する公法上又は私法上の債務を履行するために要する金額は、保険金を受け取るべき者（被保険者たると否とを問わない。）の負担とする。ただし、当該漁船を撤去するために要する金額（当該金額が、撤去された物件を売却して得られる金額（保険価額の一部を保険に付したときは、当該金額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額）を超えるときは、その超える部分の金額を除く。）は、この組合の負担とする。

第57条 損害が第三者の行為によって生じた場合において、この組合が被保険者に対してそのてん補額を支払ったときは、この組合は、その支払った額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で被保険者が第三者に対して有する権利を取得する。

2 前項の場合において、この組合が支払ったてん補額がてん補すべき損害の額に不足するときは、被保険者は、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する権利のうち、この組合が代位した部分を除いた部分について、当該代位に係るこの組合の権利に先立って弁済を受ける権利を有する。

（委付の原因及び委付漁船に関する経費の負担）

第58条 被保険者は、次に掲げる場合に限り、保険の目的たる漁船をこの組合に委付して保険金額の全部に相当する保険金を請求することができる。

- (1) 漁船が沈没し容易に引き揚げることができないとき。
 - (2) 漁船の行方が知れなくなったとき（漁船の行方が30日間明らかでないとき。）。
 - (3) 漁船が修繕することができなくなったとき（救助費の額若しくは修繕費の額又はこれらの合算額が保険の目的たる漁船の保険価額を超えるときをいう。）。
 - (4) 漁船が捕獲され、だ捕され又は抑留され、30日間解放されなかったとき。
- 2 前項第2号の期間は当該漁船の最終の消息のあった時から、同項第4号の期間は当該漁船が捕獲され、だ捕され又は抑留された時から起算する。
- 3 第1項の規定により委付された漁船に関する経費の負担については、第56条第2項の規定を準用する。
- 4 この組合において、前項で準用する第56条第2項本文の金額を支払ったとき、又は将来支払の必要があると認めたときは、てん補すべき金額から控除することができる。

（委付の手続）

第59条 被保険者が前条の規定により委付しようとするときは、同条第1項第1号又は第3号の場合においては、当該事由を知った時から、同条同項第2号又は第4号の場合においては、その期間満了の時から起算し、50日以内にこの組合に対して委付の通知を発しなければならない。ただし、50日以内であっても、行方が知れなかった漁船の行方が知れたとき、捕獲され、だ捕され若しくは抑留された漁船が解放されたとき又は委付の事由が消滅したときには委付することができない。

（委付の承認）

第60条 被保険者が、保険の目的たる漁船につき委付した後、この組合が漁船の救助に着手したときでも、被保険者は、これをもって委付の承認をしたものとみなすことができない。

2 被保険者が、保険の目的たる漁船につき委付をした後、漁船の救助に着手したときでも、これをもって委付の放棄をしたものとみなさない。

第3節 てん補額の算定、保険金請求の手続き等

（損害のてん補額の算定）

第61条 この組合がてん補すべき損害の額は、その損害が生じた場所におけるその時の価額によって定める。

- 2 前項の損害額を計算するのに必要な費用は、この組合が負担する。

（てん補すべき額）

第62条 この組合のてん補する損害の額は、1回の事故ごとに、各別に定める。

- 2 1回の事故につき、この組合のてん補すべき額は、保険金額を超えないものとする。ただし、第54条に規定する衝突事故にあっては、1回の事故につきこの組合のてん補すべき額は、同条の規定によりこの組合がてん補すべき損害及びその損害以外の損害でこの組合のてん補すべき損害のそれぞれについて、保険金額を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、救助費のうち次に掲げる費用については、この組合が認める場合に限る。この組合のてん補すべき額（第54条に規定する衝突事故に係るこの組合のてん補すべき額にあっては、同条の規定によりこの組合がてん補すべき損害及びその損害以外の損害でこの組合のてん補すべき損害のそれぞれについてこの組合のてん補すべき額）が保険金額を超えても、これをてん補するものとする。

- (1) 損害の防止及び軽減のための応急措置費用
 - (2) この組合が委付を承認しなかった場合において、救助費の額若しくは修繕費の額又はこれらの合算額が保険の目的たる漁船の保険価額を超えたときの救助費の額
 - (3) 損害賠償に関する訴訟の提起又は応訴のために要した必要又は有益な費用
- (事故発生のお知らせ)

第63条 組合員又は被保険者は、この組合の負担する危険の発生によると否とにかかわらず、保険の目的たる漁船につき事故が発生したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(保険金支払請求の手続)

第64条 組合員又は被保険者は、保険金の支払請求をしようとするときは、事故の原因、経過及び損害の額を記載した書面に、これらの事項に関する官公署の証明書その他の証ひょう書類を添えて、この組合に申告しなければならない。

第65条 削 除

(他の保険契約がある場合のてん補額)

第66条 この組合は、保険期間の全部又は一部が重複する漁船保険が負担する危険と同一の危険を負担する他の保険契約が締結されている場合に、各保険契約について他の保険契約がないものとして算出したてん補責任額（以下「独立責任額」という。）の合計が損害額を超過するときは、各保険契約の独立責任額の合計に対するこの保険関係の独立責任額の割合を損害額に乗じて得た額をてん補する。

- 2 各保険契約の保険価額が異なるときは、それらのうち最も高い保険価額の保険契約のもとで算出された損害額を前項の損害額とする。

第 3 章 免 責

(法定免責)

第67条 この組合は、理事会で損害が次の各号のいずれかに該当する事由によって生じたものと認めた場合においては、損害をてん補する責めを負わない。

- (1) 組合員若しくは被保険者の故意又は重大な過失
- (2) 船長その他漁船を指揮する者の故意

- 2 この組合は、理事会で、保険に係る漁船が法令に違反して使用されたために法令に基づく処分として、又は当該処分によって生じた損害と認めた場合においては、損害をてん補する責めを負わない。

(相対免責)

第68条 次に掲げる場合には、この組合は、てん補すべき損害の額の全部又は一部につき、てん補する責めを負わないことがある。

- (1) 事故が、法令に違反して保険に係る漁船を運航し、又は当該漁船により操業した場合に生じたとき。
- (2) 組合員又は被保険者が、保険に係る漁船につき通常行ふべき管理その他損害の防止又は軽減を怠ったとき。

- (3) 第24条第1項又は第25条第3項の規定により保険料の分割支払がされる場合にあつては、組合員が、正当な理由がないのに保険料（満期保険については、保険料期間ごとの保険料）のうちその第2回以降の支払に係るものの支払を遅滞したとき。
- (4) 組合員又は被保険者が、第29条第1項の規定による通知を怠り、又は同条第2項の規定によるこの組合の指示に従わなかったとき。
- (5) 組合員又は被保険者が、第31条第1項の規定による組合の調査を拒み、又はこの組合の指示する通常 of 修繕その他の必要な処置をしなかったとき。
- (6) 組合員又は被保険者が、第63条の規定による事故の通知を著しく遅滞したため損害の状況の認定が困難となったとき、又は第64条の規定による申告をするに当り、故意若しくは重大な過失により重要な事実を告げず、若しくは重要な事項につき虚偽の事実を告げたとき。

第 2 部 漁 船 船 主 責 任 保 険

第 1 章 保 険 契 約

第 1 節 保 険 の 引 受

(引受をする保険)

第69条 この組合は、漁船船主責任保険においては、特殊保険事故によるものを除き、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船（以下この部において単に「漁船」という。）の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補するものとする。

(保険引受を拒む場合)

第70条 この組合は、第 105条第 1 項第 2 号の規定により保険料が払い戻された漁船船主責任保険に係る漁船（以下この部において「保険に係る漁船」という。）については、当該払戻しの原因となった事由が消滅した場合その他重大な変更がある場合を除き、漁船船主責任保険の引受をしない。

(引受の制限)

第71条 この組合は、普通保険の申込人が併せてその申込みに係る普通保険の保険の目的たる漁船につき漁船船主責任保険を申込み場合又は当該組合との間に普通保険の保険関係が成立している者（第14条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第15条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定によりその者から当該保険関係に関して有する権利義務を承継した者（被保険者としての権利義務のみを承継した者を除く。）を含む。）が当該普通保険の保険の目的たる漁船につき漁船船主責任保険を申込み場合でなければ、漁船船主責任保険の引受をしないものとする。

(てん補すべき損害の区分)

第72条 漁船船主責任保険のてん補すべき損害の区分（以下「てん補区分」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 漁船の運航に伴って生じた当該漁船の乗組員の死亡、行方不明又は後遺障害につき、当該漁船の所有者又は使用者が労働協約又は雇用契約の定めるところにより給付金を支払うことによる損害であって第 111条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げるもの。
- (2) 漁船の運航に伴って生じた当該漁船に乗船し当該漁船を利用する者（以下「利用者」という。）に係る損害であって第 110条第 9 号、第 111条第 1 項第 6 号、第 7 号及び第10号並びに第 115条に掲げるもの。
- (3) 漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害（前 2 号に掲げるものを除く。）であって第 109条第 1 項各号、第 110条第 1 号から第 8 号まで及び第 10号から第12号まで、第 111条第 1 項第 3 号から第 5 号まで、第 8 号、第 9 号及び第11号から第14号まで並びに第 112条から第 115条までに掲げるもの。

第73条 この組合は、前条のてん補区分のいずれか一又は二に属する損害のみをてん補することができる。ただし、同条第 1 号又は第 2 号のてん補区分に属する損害をてん補する場合には、同条

第3号のてん補区分に属する損害を併せててん補しなければならないものとする。

(保険関係の成立)

第74条 保険関係は、組合員又は組合員たる資格を有する者がこの組合が別に定める申込書をこの組合に提出して申込み、この組合がこれを承諾することにより成立する。

2 この組合は、保険の申込みを受けたときは、申込みの内容及び必要に応じて漁船を調査して保険引受の諾否を決定し、申込人に通知する。

(保険料の支払期限)

第75条 保険関係が成立した者は、当該保険関係に係る保険期間の開始日の前日までに、この組合に保険料（保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第1回の支払に係るもの。）を支払わなければならない。

2 前項の規定による保険料の支払をその支払期限までにしないときは、当該保険関係はその効力を失う。

(保険証券の交付)

第76条 保険関係が成立した者が前条第1項の保険料を支払ったときは、この組合は、組合員の請求により、保険証券を作成して、当該組合員に交付する。

(保険責任の開始)

第77条 この組合の保険責任は、保険期間の開始日から始まる。

2 第92条第3項、同条第4項、第101条又は第102条第2項の規定により保険料の差額を支払った場合における当該変更後の保険契約に係るこの組合の保険責任は、その保険料の差額を支払った日の翌日から始まる。

(継続加入)

第78条 組合員は、漁船船主責任保険の保険期間の満了後引き続き漁船船主責任保険に付そうとするときは、そのために必要な事項を、当該満了の日の2週間前までにこの組合に通知しなければならない。

(被保険者たる資格)

第79条 漁船船主責任保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者又は使用者とする。

(保険金額)

第80条 保険金額は、別表第4部の第1の1の(1)、2の(1)又は3の(1)に定める額のうち申込人が申出た金額とする。

第2節 保険関係の存続及び承継

(保険関係の存続)

第81条 漁船保険の保険の目的たる漁船の所有者又は使用者（所有権以外の権原に基づき漁船を使用する者をいう。以下同じ。）である組合員が、その住所又は当該漁船の主たる根拠地を組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合において、その脱退前に、この組合員から当該組合に対し当該保険関係（当該漁船に係る漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険の保険関係が成立している場合にあつては、これらの保険関係を含むすべての保険関係）を存続させたい旨の通知があったときは、その保険関係は、定款第16条第1項の規定にかかわらず、なお存続する。

2 前項の規定によりなお存続するものとされる保険関係に係る漁船の所有者又は使用者は、この

約款の適用については、組合員とみなす。

(保険関係に関する権利義務の承継)

第82条 保険に係る漁船の譲受人は、併せて第14条第1項の規定により当該漁船を保険の目的とする普通保険の保険関係に関する権利義務を承継する場合（被保険者としての権利義務のみを承継する場合を除く。）に限り、この組合に通知して、譲渡人が当該漁船に係る漁船船主責任保険の保険関係に関して有する権利義務（法第139条第2項又は第139条の2第1項の規定による負担金に係る権利義務（以下「漁船船主責任保険の保険料に対する国庫負担金に係る権利義務」という。この節において同じ。）を除く。）を承継することができる。ただし、その保険関係に関する権利義務が被保険者としての権利義務のみである場合は、この限りでない。

2 保険に係る漁船につき、相続その他の包括承継又は遺贈があった場合については、前項の規定を準用する。

第83条 保険に係る漁船の所有者又は使用者は、併せて第15条第1項の規定により当該漁船に係る普通保険の保険関係に関する権利義務を承継する場合に限り、この組合に通知して、所有者にあっては当該漁船の使用者たる組合員が当該漁船に係る漁船船主責任保険の保険関係に関して有する権利義務（漁船船主責任保険の保険料に対する国庫負担金に係る権利義務及び当該漁船の使用者たる組合員が被保険者として有する権利義務を除く。）を、使用者にあっては組合員が当該漁船に係る漁船船主責任保険の保険関係に関して有する権利義務（漁船船主責任保険の保険料に対する国庫負担金に係る権利義務及び当該漁船の所有者たる組合員が被保険者として有する権利義務を除く。）を承継することができる。

第 3 節 保 険 期 間

(保険期間)

第84条 保険期間は、1年とする。ただし、保険に係る漁船を保険の目的とする普通保険の保険期間（満期保険にあっては当該保険料期間。以下この条において同じ。）のまだ経過しない期間が1年未満であるときは、当該普通保険の保険期間の終期としている日までの期間とする。

(保険期間の延長)

第85条 組合員は、第17条第1項、第18条第1項又は第19条第1項の規定により保険に係る漁船を保険の目的とする普通損害保険の保険期間を延長するときは、この組合に対し当該普通損害保険の保険期間の満了の日まで保険期間の延長を請求することができる。

2 前項の場合には、組合員は、その保険期間の満了前に、延長しようとする期間に対する保険料を支払わなければならない。

第 4 節 保 険 料

(保険料率)

第86条 この組合の漁船船主責任保険の保険料率は、別表第4部に定めるとおりとする。

(保険料の計算)

第87条 1年に満たない期間に対する保険料は、月割で計算（第72条第2号のてん補区分に係る保険料の計算を除く。）する。ただし、1ヶ月に満たない日数については、1ヶ月を30日として日割で計算する。

(保険料の支払)

第88条 保険料は、1回払とする。ただし、組合員は、保険料について、この組合の承諾を得て3回以内に分割して支払うことができる。

2 この組合が前項ただし書の承諾をするのは、分割した保険料を期限内に支払う確実な補償があると認める場合に限るものとする。

3 第1項の規定により保険料の分割支払をする場合における保険料のうちその第1回の支払に係るものの金額は、保険料（法第139条第2項又は第139条の2第1項の規定により当該保険料が国庫負担に係るものであるときは、その負担に係る部分を除く。）の2分の1以上とする。

4 第1項の規定により保険料の分割支払をする場合における保険料のうちその最終の支払に係るものの支払期限は、保険期間の開始の日から起算して9ヶ月を経過する日までの期間内においてこの組合が指定する日までとする。

5 この組合は、第1項ただし書の承諾をした場合において、その承諾に係る保険料の分割支払の支払期限の到来前に、保険金の支払又は保険料の払戻しをすべき事由が生じたときは、支払うべき保険金又は払い戻すべき保険料の額から未払込の保険料に相当する額を控除することができる。（延滞金）

第89条 この組合は、前条の規定により保険料の分割支払を認める場合において、分割した保険料が同条第4項の支払期限内に支払われない場合は、その支払われない期間についてその日数に応じ年8パーセントの延滞金を徴収することができる。

2 前項の規定に定める年当たりの割合は、365日当たりの割合とする。

（国庫負担の保険料の相殺受領）

第90条 法第139条第2項又は第139条の2第1項の規定により国庫が漁船船主責任保険の保険料の一部を負担する漁船についての当該国庫の負担金は、組合員がこの組合に支払うべき当該漁船についての保険料の一部に充てるものとする。

第5節 告知義務、通知義務及びその他の義務

（告知義務）

第91条 組合員又は組合員たる資格を有する者は、保険の申込み時に、第74条第1項の申込書において記載を求められた事項について、事実の告知をしなければならない。

2 組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険契約の保険期間の開始日の前日までに前項の規定による記載事項について変更があった場合にはその旨を組合に告知しなければならない。

（事前の通知義務）

第92条 次に掲げる場合には、組合員又は被保険者は、あらかじめ、この組合に通知しなければならない。

(1) 保険に係る漁船の総トン数又は船体の重要寸法に変更を来すべき改造をしようとするとき。

(2) 保険に係る漁船の主機関を据え付け、取り替え又は除去しようとするとき。

(3) 保険に係る漁船の無線電信設備、無線電話設備又はレーダー設備を除去しようとするとき。

(4) 保険に係る漁船につき、操業区域（別表第4部の第1の1の・の表に掲げる区域をいう。）を変更しようとするとき。

(5) 保険に係る漁船を漁業以外の用途に使用しようとするとき（第72条第2号のてん補区分に属する損害をてん補の対象とする漁船船主責任保険を締結している場合であって、当該漁船の所有者又は使用者が申出た利用者を乗船させる期間（1ヶ月を単位とする。以下「利用者乗船期

間」という。)に当該漁船を運航しようとするときを除く。))。

(6) 利用者乗船期間を変更しようとするとき。

(7) 前各号のほか保険に係る漁船につき重大な変更をしようとするとき。

(8) 保険に係る漁船を引き続き90日以上係船しようとするとき。

(9) 保険に係る漁船につき、同種の保険契約を他の保険者と締結しようとするとき。

(10) 第72条第1号のてん補区分に属する損害をてん補の対象とする漁船船主責任保険の契約をする場合にあっては、当該契約で定めた乗組員の数(第111条第1項第1号に規定する費用に係る保険金が既に支払われている場合にあっては、当該乗組員の数から当該支払に係る乗組員の数を差し引いて得た数。第5項ただし書において同じ。)を超えて乗組員を乗り組ませようとするとき。

(11) 第72条第2号のてん補区分に属する損害をてん補の対象とする保険に係る漁船の船舶検査証書に記載された旅客の最大とう載人員数(以下「旅客最大とう載人員数」という。)を変更しようとするとき。

2 保険に係る漁船の危険が前項第1号から第8号までに掲げる事由によって著しく増加する場合
には、この組合は、組合員又は被保険者に対し、その変更を制限し、その他必要な措置をさせる
ことがある。

3 第1項第1号、第2号、第4号、第7号、第10号及び第11号に掲げる事由により保険料を増額
すべきときは、組合員は、遅滞なく、その事由が発生した日からその保険期間の満了の日までの
期間に対する保険料の差額を支払わなければならない。

4 第1項第6号に掲げる事由により保険料を増額すべきときは、組合員は、遅滞なく、当該利用
者乗船期間の変更に係る保険料の差額を支払わなければならない。

5 組合員が前2項の規定による保険料の差額の支払を怠ったときは、この組合は、従前の保険料
の額にその支払を怠った保険料の額を加えて得た額に対する従前の保険料の額の割合によってて
ん補する。ただし、第1項第10号に掲げる事由により保険料を増額すべき場合において、第3項
の規定による保険料の差額の支払を怠ったときは、当該契約で定めた乗組員の数の事故直前にお
ける乗組員の数に対する割合によっててん補する。

(事後の通知義務)

第93条 次に掲げる場合には、組合員又は被保険者は、遅滞なくこの組合に通知しなければなら
ない。

(1) 保険に係る漁船を譲渡し、又は貸し付けたとき。

(2) 保険に係る漁船の上に先取特権、抵当権その他の物権又は賃借権を設定し、変更し、又は消
滅させたとき。

(3) 保険金受取人又は保険に関する事項につき代理人を定め、又は廃したとき。

(4) 組合員、被保険者、これらの者の代理人又は保険金受取人の氏名若しくは名称又は住所を変
更したとき。

(5) 保険に係る漁船の船名又は主たる根拠地を変更したとき。

2 前項第2号から第4号までに掲げる事由に該当する場合においては、組合員又は被保険者は、
債権者、保険金受取人又は代理人と連署のうえ通知しなければならない。

(漁船の調査等)

第94条 この組合は、いつでも保険に係る漁船に関して、調査をし、又は組合員若しくは被保険者

に通常の修繕その他必要な処置をさせることができる。

- 2 組合員又は被保険者は、前項の調査に関してこの組合から照会があった場合には、遅滞なく回答しなければならない。

(通常行うべき管理等の義務)

第95条 組合員又は被保険者は、保険に係る漁船の運航につき、通常行うべき管理その他損害の防止及び軽減に努めなければならない。

第 6 節 無 効 及 び 消 滅

(無 効)

第96条 次に掲げる場合には、漁船船主責任保険は、無効とする。

- (1) 第70条の規定に違反して保険の引受をしたとき。
- (2) 第77条第1項の規定によりこの組合の保険責任が始まる前において、既に事故（漁船の運航に伴って生ずる不慮の費用又は損害であって、漁船の所有者又は使用者が負担し、又は賠償するもののうち、当該保険に係るもの。）が生じ得ないこととなったとき、又は生じていたとき。

(解 除)

第97条 保険引受の当時、組合員又は被保険者が第91条第1項の規定による記載事項について、故意又は重大な過失によって事実を告知せず、又は不実の告知をしたときは、この組合が当該事実を知り、又は過失によって知らなかったときを除くほかは、この組合は、保険関係を解除することができる。ただし、保険引受の時から5年又はこの組合が解除の原因を知った時から1ヶ月を経過したときは、この限りでない。

(失 効)

第98条 次に掲げる場合には、漁船船主責任保険は、その効力を失うものとする。

- (1) 保険に係る漁船が解てつされたとき。
- (2) 組合員が、この組合の区域内に住所及びその所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する保険に係る漁船の主たる根拠地を有しなくなったとき（あらかじめ、当該組合員からこの組合に保険関係を存続させたい旨の申出があったときを除く。）。
- (3) 保険に係る漁船の所有権の移転又は当該漁船を使用する所有権以外の権原の移転若しくは消滅があった場合又は相続その他の包括承継若しくは遺贈があった場合において、この組合が保険関係に関する権利義務の承継を拒んだとき。
- (4) 組合員が死亡し、若しくは解散したとき（保険関係に関する権利義務の承継があった場合を除く。）又は組合員について破産手続開始の決定があったとき。

(解除等の効果)

第99条 第97条の規定によりこの組合が保険契約を解除したときは、その解除は将来に向かつてのみその効力を生ずる。

- 2 この組合は、事故が生じた後に第97条の規定による解除をした場合であっても、保険金を支払う責めを負わない。既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。ただし、その事故の発生が同条の事実に基づかないものであるときは、この限りでない。

第 100条 無効、失効若しくは解除の場合又はこの組合が損害をてん補する責めを負わない場合においても、この組合は、既に受け取った保険料を払い戻さないものとする。ただし、別段の規定がある場合、無効の原因及びその原因を知らなかったことにつき保険の申込人が善意でかつ重大

な過失がない場合は、この限りでない。

第 7 節 保 険 契 約 の 変 更 等

(損害てん補の範囲の変更)

第 101条 組合員は、この組合の承諾を得て損害てん補の範囲につき保険契約の変更をする場合において、保険料を増額すべきときは、当該保険期間につき、保険料の差額を支払わなければならない。

(保険金額の変更等)

第 102条 組合員は、この組合の承諾を得て保険金額を増額することができる。

2 前項の増額をする場合には、その保険期間の全部についての保険料の差額を支払わなければならない。

第 103条 削 除

第 8 節 保 険 料 の 払 戻 し 等

(保険関係の消滅)

第 104条 保険関係は、保険に係る漁船を保険の目的とする普通保険の保険関係が消滅したときは、消滅する。ただし、当該普通保険の保険関係の消滅が漁船の全損又は委付によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合には、組合はまだ経過しない期間に対する純保険料及び付加保険料の額（既に経過した期間中の損害がある場合には、これに対するてん補額を差し引き、まだ経過しない期間に対する純保険料の一部を国庫が負担している場合には、その負担している額を差し引いて得た額）を払い戻さなければならない。

(危険の消滅による保険料の払戻し)

第 105条 組合員は、この組合に対し、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険料の払戻しを請求することができる。

(1) 保険に係る漁船の所有権の移転又は当該漁船を使用する所有権以外の権原の移転若しくは消滅にかかわらず当該漁船を保険の目的とする普通保険が失効しない場合であって、漁船船主責任保険が失効したとき。

(2) 保険に係る漁船により漁業を行うことが自己の責めに帰することができない事由により困難となっている状態が1年以上継続すると認められるため、漁船船主責任保険を解除したとき。

2 組合員が前項の規定により払戻しを請求することができる保険料の額は、前項各号の事由が発生した日の翌日から起算した当該保険関係のまだ経過しない期間に対する純保険料の額（既に経過した期間中の損害がある場合には、これに対するてん補額を差し引き、まだ経過しない期間に対する純保険料の一部を国庫が負担している場合には、その負担している額を差し引いて得た額）に相当する金額とする。

第 9 節 時 効

(時 効)

第 106条 保険金を請求する権利及び保険料の返還を請求する権利については3年、保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利については1年を経過したときは、時効によって消滅する。

第 2 章 損 害 の て ん 補

第 1 節 損 害 て ん 補 の 範 囲

(損害のてん補)

第 107条 この組合は、被保険者が保険に係る漁船の運航に伴って賠償責任を負い、かつ、これを支払い、又は費用を支出したことによって生じた損害を第 109条から第 115条までに規定するところによりてん補する。

2 前項の規定にかかわらず、この組合が特別の事由があると認めたときは、被保険者が支払の責任を負い、かつ、その額が確定したときにてん補する。ただし、前項の賠償責任に係る保険金について被保険者が請求できる保険金の額は、当該支払責任に係る損害賠償請求権を有する者の承諾を得た金額を限度とする。

3 この組合は、保険期間の全部又は一部が重複する漁船船主責任保険（第72条第1号を除く。）が負担する危険と同一の危険を負担する他の保険契約が締結されている場合には、各保険契約について他の保険契約がないものとして算出したてん補責任額（以下「独立責任額」という。）の合計が損害額を超過するときは、各保険契約の独立責任額の合計に対するこの保険関係の独立責任額の割合を損害額に乗じて得た額をてん補する。

4 この組合は、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）、外国の法令又は条約に基づき被保険者の責任が制限された場合には、当該法令等に基づき被保険者が提供した基金の確定額又はその他の財産の提供時の価額のうち、この組合のてん補すべき損害に対する賠償として割り当てられる額をてん補する。

5 この組合は、前項の法令等に基づき被保険者の責任が制限される場合には、被保険者が責任制限手続をとらない場合であっても、当該責任制限額を賠償額とみなしててん補する。

(てん補すべき損害の額)

第 108条 この組合がてん補する損害の額は、1回の事故ごとに算定する。

2 1回の事故につき、この組合のてん補すべき額は、第72条各号のてん補区分ごとに、それぞれ of てん補区分に係る保険金額を超えないものとする。ただし、第 115条の費用のうち損害賠償に関する訴訟の提起又は応訴のために要した必要又は有益な費用については、この組合が認める場合に限り、てん補すべき額が保険金額を超えても、これをてん補するものとする。

3 この組合は、第72条第2号及び第3号のてん補区分にあつては、それぞれのそのてん補区分に係る支払保険金の額が 5,000円に満たないときは、てん補しない。

第 2 節 て ん 補 額 の 算 定 、 保 険 金 請 求 の 手 続 き 等

(船舶との衝突に係る責任)

第 109条 この組合は、保険に係る漁船が他の船舶と衝突し、又はその衝突の直接の結果として船舶が更に他の船舶と衝突し、これによりこれらの船舶（以下「被衝突船舶」という。）又はその積荷に損害を生じた場合において、被保険者が、次の各号に掲げる損害につき、自己の賠償責任に基づき賠償したときは、これによって生じた損害をてん補する。保険に係る漁船が当該漁船を所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用している組合員又は被保険者の所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する他の船舶と衝突した場合の損害も、これを第三者の損害とみなしててん補する。この場合において各船舶の過失の有無及びその割合は、この組合と組合員又は

被保険者とが協議して決定するものとし、協議が調わないときは、この組合と組合員又は被保険者とが協議のうえ1人の仲裁人を選任し、この仲裁人の決定に従うものとする。

- (1) 被衝突船舶の損害
- (2) 被衝突船舶の積荷の損害
- (3) 被衝突船舶を使用できないことによる損害
- (4) 被衝突船舶の所有者又は使用者が法令その他の事由により当該被衝突船舶又はその積荷の引揚げ又は撤去の責任を負い、その費用を負担することによる損害

2 前項各号に掲げる損害のうちこの組合のてん補すべきものは、次の範囲とする。

- (1) 衝突が保険に係る漁船のみの過失によって生じた場合には、当該衝突に係る衝突損害につき、被保険者が賠償した金額
- (2) 衝突が保険に係る漁船の過失及び他の船舶の過失によって生じた場合には、一方又は双方の船舶の所有者等の責任が船舶の所有者等の責任の制限に関する法律、外国の法令又は条約に基づき制限された場合を除き、その過失の割合（過失の軽重を判定することができないときは、その過失の割合は同等とみなす。）に応じ、かつ、相殺をしないで当該衝突に係る衝突損害につき、被保険者が賠償した金額

（財物に関する責任及び費用）

第 110条 被保険者が、次の各号に掲げる損害につき賠償責任を負担し、又は費用を支出したときは、この組合は、これをてん補する（前条第1項各号に掲げる損害を除く。）。被保険者自身が所有する財物に加えた損害で他の保険に付していれば回収し得るものを除き、これを第三者の損害とみなしててん補する。この場合において被保険者の過失の有無及び損害額は、この組合と被保険者とが協議して決定するものとし、協議が調わないときは、この組合と組合員又は被保険者とが協議のうえ1人の仲裁人を選任し、この仲裁人の決定に従うものとする。

- (1) 港湾設備その他の固定物若しくは可動物、養殖施設その他の漁業用施設、海産物等の財物に加えた損害。ただし、保険に係る漁船及び当該漁船に積載した積荷及び財物に加えた損害、衝突により被衝突船舶及びその積荷に加えた損害、定置漁具（漁業法第6条第3項に規定する定置漁業、同条第5項第2号に規定する第2種共同漁業に属する小型定置網漁業又は知事許可に基づく小型定置網漁業において使用する漁具をいう。次号において同じ。）以外の漁具に加えた損害、所有権の目的又は漁業法第6条第5項第1号に規定する第1種共同漁業の目的でない水産動植物に加えた損害を除く。
- (2) 他の漁船の操業中の漁具に加えた損害（その一部が船体（漁労設備を含む。）に固定・固縛された状態にある漁具（定置漁具を除く。）について当該漁具と加入漁船との直接接触により生じたもの又は外国の200海里水域内において当該外国の漁船の漁具（定置性の漁具を含む。）について生じたもの（当該損害につき漁船が負担する賠償責任が保険によりてん補されることが、当該外国政府による入漁許可の条件とされている場合に限る。）に限る。）。ただし、1事故につき10,000,000円を限度とし、特約がある場合に限り、これをてん補する。
- (3) 衝突以外の原因により、他の船舶又は当該他の船舶に積載した積荷に加えた損害
- (4) 法令その他の事由により保険に係る漁船の船骸の引揚げ又は撤去の責任を負担した場合にこれに要した費用（以下「船骸撤去費用」という。）。ただし、船骸及び船内貯蔵品等の代価はこれを差し引く。
- (5) 法令その他の事由により保険に係る漁船の積荷の引揚げ又は撤去の責任を負担した場合にこ

れに要した費用（以下「積荷撤去費用」という。）。ただし、積荷の代価はこれを差し引く。

- (6) 保険に係る漁船から油その他の水面汚濁物質が流出し、又は排出されたことにより水面が汚濁し、又はそのおそれがある場合に被保険者が法令等に基づき汚濁の防止又は軽減のため必要な措置を講ずるための費用（以下「水面清掃費用」という。）
- (7) 他の船舶に乗船している者の所持品に加えた損害。ただし、別表第6部の第1に定める額を限度とする。
- (8) 保険に係る漁船に乗船し、当該漁船に関する業務に従事する者（乗組員を除く。以下「業務従事者」という。）の所持品に加えた損害。ただし、当該業務従事者1人につき別表第6部の第5に定める額を限度とする。
- (9) 保険に係る漁船で遭難したものの利用者の所持品に加えた損害（利用者乗船期間に発生した事故に係るものに限る。）。ただし、当該利用者1人につき別表第6部の第6の1に定める額を限度とする。
- (10) 保険に係る漁船が他の船舶等と衝突し、当該他の船舶等から油その他の水面汚濁物質が流出し、又は排出されたことにより水面清掃費用が生じ、被保険者がこれを賠償することによる損害
- (11) 保険に係る漁船が衝突以外の原因により、他の船舶等に船骸撤去費用、積荷撤去費用が生じ、又は当該他の船舶等から油その他の水面汚濁物質が流出し、若しくは排出されたことにより水面清掃費用が生じ、被保険者がこれを賠償することによる損害
- (12) 外国の200海里水域内において油その他の水質汚濁物質により生じた損害であって、当該外国の法令その他の事由により被保険者が賠償責任を負うこととなるもの。ただし、第1号から第3号まで、第10号及び第11号に規定する損害を除き、特約がある場合に限りこれをてん補する。

（人に関する責任及び費用）

第111条 被保険者が次に掲げる責任を負担し、又は費用を支出したときは、この組合は、これをてん補する。

- (1) 保険に係る漁船の乗組員が、乗組み中の漁船上における不慮の事故により身体に被害を受け、当該被害を受けた日から200日以内に当該被害を直接の原因として死亡し、又は行方不明となった場合（当該乗組員の犯罪行為による場合を除く。）において、被保険者が労働協約又は雇用契約に基づいて給付金を支払うのに必要な費用
- (2) 保険に係る漁船の乗組員が、乗組み中の漁船上における不慮の事故により身体に傷害を受け、当該傷害を受けた日から200日以内に当該傷害を直接の原因として別表第5部の表の中欄に掲げる後遺障害の状態になった場合（当該乗組員の犯罪行為による場合を除く。）において、被保険者が労働協約又は雇用契約に基づいて給付金を支払うのに必要な費用
- (3) 保険に係る漁船の乗組員が、乗組み中の漁船上において業務上死亡し（業務上の事由による負傷又は疾病を直接の原因として当該被害を受けた日から200日以内に死亡した場合を含む。）、又は行方不明になったことにより、被保険者が弔祭のため又は遺骸、遺骨若しくは遺品を遺族に引き渡すために要した費用。ただし、当該乗組員1人につき別表第6部の第2に定める額を限度とする。
- (4) 保険に係る漁船の乗組員及び業務従事者の人命救助又は遺体捜索につき被保険者が要した費用。ただし、別表第6部の第3に定める額を限度とする。

- (5) 保険に係る漁船の乗組員及び業務従事者が、他の船舶に救助され、又は遺体搜索されたことに伴い被保険者が要した費用。ただし、別表第6部の第4に定める額を限度とする。
 - (6) 保険に係る漁船の利用者の人命救助又は遺体搜索につき被保険者が要した費用（利用者乗船期間に発生した事故に係るものに限る。）。ただし、別表第6部の第6の2に定める額を限度とする。
 - (7) 保険に係る漁船の利用者が、他の船舶に救助され、又は遺体搜索されたことに伴い被保険者が要した費用（利用者乗船期間に発生した事故に係るものに限る。）。ただし、別表第6部の第6の3に定める額を限度とする。
 - (8) 海上において生命の危難にある外国人難民を救助したことにより被保険者が要した費用。ただし、別表第6部の第4に定める額を限度とする。
 - (9) 保険に係る漁船の業務従事者の生命又は身体が害されることによる損害
 - (10) 保険に係る漁船の利用者の生命又は身体が害されることによる損害（利用者乗船期間に発生した事故に係るものに限る。）
 - (11) 保険に係る漁船に乗船している者以外の者の生命又は身体が害されることによる損害
 - (12) 保険に係る漁船が感染症の病原体に汚染され、又は汚染のおそれがあるため、検疫又は感染症の予防に関する法令に基づく特別の防疫措置がなされたときに、被保険者がこれに要した費用
 - (13) 保険に係る漁船が遭難し、船員法（昭和22年法律第 100号）第47条第1号の規定により当該漁船の乗組員の雇入契約が終了したため被保険者が負担しなければならない同法第48条に規定する費用。ただし、この費用は、特約がある場合に限り、これをてん補する。
 - (14) 保険に係る漁船が他の船舶と衝突し、又はその他の事由により当該他の船舶に前号に掲げる費用を生じた場合に、被保険者が当該費用を負担することによる損害
- 2 前項第2号の規定によりこの組合がてん補する給付金の額は、乗組員1人につき、1乗組員当たりの保険金額に別表第5部の表の右欄に掲げる給付率を乗じて得た額を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該各号の定めるところによる。
- (1) 別表第5部の表の中欄に掲げる障害の状態に該当する身体障害が2以上ある場合におけるてん補限度については、同表の備考17の定めるところによるものとする。
 - (2) 既に身体障害があった者が乗組み中の漁船上における不慮の事故によりその同一の部位について障害の程度を加重した場合における当該事故に係るてん補限度額は、現在の身体障害の該当する障害等級に応じて行うものとし、その額は、1乗組員当たりの保険金額に現在の身体障害の該当する障害等級に対応する給付率から、既にあった身体障害の該当する障害等級に対応する給付率を差し引いて得た率を乗じて得た額とする。
 - (3) 乗組員が、乗組み中の漁船上における不慮の事故により身体障害を生じ、当該事故を直接の原因として当該事故の日から 200日以内に死亡した場合には、当該乗組員は、障害の状態にならなかったものとみなす。
- 3 第1項第2号の規定によりこの組合が支払う保険金の支払額の合計は、1人の乗組員に係る当該乗組員の1乗組員当たりの保険金額を限度とする。
- （乗組員の所持品の損害に関する責任）

第 112条 この組合は、保険に係る漁船が遭難したことにより当該漁船の乗組員の所持品に損害が生じた場合に、被保険者が労働協約又は雇用契約に基づきその損害を補償するために必要な費用

をてん補する。ただし、当該乗組員 1 人につき別表第 6 部の第 5 に定める額を限度とする。

(荷役請負業者との契約、曳航契約又はクレーン等の使用契約による責任)

第 113 条 この組合は、被保険者が次の各号に掲げる事由に該当したときは、当該各号の規程によって生じた損害をてん補する。ただし、この組合が当該契約が適当でないと認めたときは、その損害の全部又は一部についててん補の責めを負わないことがある。

- (1) 保険に係る漁船に係る荷役作業に従事する者の死亡等の事故につき、荷役請負業者との契約により被保険者が責任を負担した場合。
- (2) 保険に係る漁船が他の船舶により曳航される場合において、曳航作業が開始された時から終了する時まで生じた損害につき、曳航契約により被保険者が責任を負担した場合。
- (3) 保険に係る漁船に係る積込み又は陸揚作業に使用するクレーンその他の荷役用具の使用につき、その所有者又は運営者との使用契約の補償条項により被保険者が責任を負担した場合。ただし、当該漁船から陸揚げされ、又は当該漁船に積み込まれる積荷又は財物に関する責任を除く。

(水質汚濁過怠金)

第 114 条 この組合は、被保険者が日本国の関係法令に基づく規制水域以外の水域において水質汚濁に関し過怠金を課せられた場合に、これをてん補する。ただし、被保険者が水質汚濁に関し著しく防止の努力を怠ったとこの組合が認めたときは、その過怠金の全部又は一部についててん補の責めを負わないことがある。

(責任防衛のための費用)

第 115 条 被保険者は、この組合の責任となるべき事故に関して被保険者の責任を防衛又は軽減するため、訴訟その他の適切な手段を講じなければならない。このために生じた次の各号に掲げる費用は、これをてん補する。

- (1) 損害賠償に関する訴訟が提起され、又は当該損害賠償に関する争いが仲裁若しくは示談に付されたときの必要又は有益であった訴訟費用又は仲裁若しくは示談の手續に必要な費用
- (2) 海難審判に付されたときの必要又は有益であった海難審判に必要な費用
- (3) 第 1 号に掲げる場合において、損害賠償に関し、仮差押えがなされたときの当該仮差押えを排除するため被保険者が担保物件を提供するために必要な保証料又は保証金借入利息
- (4) 前 3 号に掲げる費用のほか、この組合の責任となるべき事故に関して被保険者の責任を防衛し、又は軽減するために必要又は有益な費用

(保険代位)

第 116 条 損害が第三者の行為によって生じた場合において、この組合が被保険者に対してそのてん補額を支払ったときは、この組合は、その支払った額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で被保険者が第三者に対して有する権利を取得する。

2 前項の場合において、この組合が支払ったてん補額がてん補すべき損害の額に不足するときは、被保険者は、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する権利のうち、この組合が代位した部分を除いた部分について、当該代位に係るこの組合の権利に先立って弁済を受ける権利を有する。

(保険金支払の特例)

第 117 条 この組合は、外国の法令に基づき直接請求されることのある賠償責任については、保険金額を限度として直接支払うことができる。ただし、その賠償責任が、この約款により、その全

部又は一部につきてん補の責めを免れるものである場合には、被保険者はその支払額のうち免責されるべき額をこの組合に支払わなければならない。

(事故発生の通知)

第 118条 組合員又は被保険者は、この組合の負担する危険の発生によると否とにかかわらず、保険に係る漁船の運航に伴って事故が発生したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(事故発生の場合の処置)

第 119条 組合員又は被保険者は、この組合の責任となるべき事故の発生を知ったときは、次の処置をとらなければならない。

- (1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所及び氏名又は名称、事故の状況、事故の証人となる者があるときはその住所及び氏名並びに損害賠償の請求を受けたときはその旨をこの組合に通知すること。
- (2) 第三者に対し損害賠償の請求をすることができるときは、その権利の保全又は行使について必要な手続きをとること。
- (3) 損害賠償責任の全部又は一部を承認しようとするときは、あらかじめ、この組合の同意を受けること。ただし、緊急の場合には、必要な応急措置をとることを妨げない。
- (4) 損害賠償責任に関する訴訟を提起し、又は提起されたときは、遅滞なく、この組合に通知すること。

2 この組合は、被保険者に対し損害賠償請求の解決に関し必要な指示をすることができる。

(保険金支払請求の手続)

第 120条 組合員又は被保険者は、保険金の支払請求をしようとするときは、事故の原因、経過及び損害の額を記載した書面に、これらの事項に関する官公署の証明書その他の証ひょう書類を添えて、この組合に申告しなければならない。

第 3 章 免 責

(法定免責)

第 121条 この組合は、理事会で事故が次の各号のいずれかに該当する事由によって生じたものと認めた場合においては、損害をてん補する責めを負わない。

- (1) 組合員若しくは被保険者の故意又は重大な過失
- (2) 船長その他漁船を指揮する者の故意

2 この組合は、理事会で、保険に係る漁船が法令に違反して使用されたために法令に基づく処分として、又は当該処分によって生じた事故と認めた場合においては、損害をてん補する責めを負わない。

(相対免責)

第 122条 次に掲げる場合には、この組合は、理事会の議決を経て、てん補すべき損害の額の全部又は一部につき、てん補する責めを負わないことがある。

- (1) 事故が、法令に違反して保険に係る漁船を運航し、又は当該漁船により操業した場合に生じたとき。

- (2) 組合員又は被保険者が、保険に係る漁船又はその運航につき通常行ふべき管理その他損害の防止又は軽減を怠ったとき。
- (3) 第88条第1項の規定により保険料の分割支払がされる場合にあつては、組合員が、正当な理由がないのに保険料のうちその第2回以降の支払に係るものの支払を遅滞したとき。
- (4) 組合員又は被保険者が、第92条第1項の規定による通知を怠り、又は同条第2項の規定によるこの組合の指示に従わなかったとき。
- (5) 組合員又は被保険者が、第94条第1項の規定による組合の調査を拒み、又はこの組合の指示する通常の修繕その他の必要な措置をしなかったとき。
- (6) 組合員又は被保険者が、第118条の規定による事故の通知を著しく遅滞したため損害の状況の認定が困難となったとき、又は第120条の規定による申告をするに当り、故意若しくは重大な過失により重要な事実を告げず、若しくは重要な事項につき虚偽の事実を告げたとき。
- (7) 組合員又は被保険者が、第119条第1項各号に掲げる処置をとらなかったとき、又は同条第2項の指示に従わなかったとき。

第 3 部 漁 船 乗 組 船 主 保 険

第 1 章 保 険 契 約

第 1 節 保 険 の 引 受

(引受をする保険)

第 123条 この組合は、漁船乗組船主保険においては、特殊保険事故によるものを除き、漁船の所有者又は使用者であつてその所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴って死亡し、若しくは行方不明となった場合又は障害の状態になった場合に一定の保険金を支払うものとする。

(保険引受を拒む場合)

第 124条 この組合は、第 149条第 1 項第 2 号の規定により保険料が払い戻された漁船乗組船主保険に係る漁船（以下この部において「保険に係る漁船」という。）の所有者又は使用者であつてその所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船の乗組員であるものについては、当該払戻しの原因となった事由が消滅した場合その他重大な変更がある場合を除き、漁船乗組船主保険の引受をしない。

(引受の制限)

第 125条 この組合は、漁船船主責任保険（第72条第 1 号のてん補区分に属する損害をてん補対象とする契約をしている場合（乗組船主以外の者が乗り組むときは、当該契約をする旨の申出がある場合を含む。）に限る。以下同じ。）の申込人であつてその申込みに係る漁船船主責任保険に係る漁船の乗組員であるものが併せて当該漁船に係る漁船乗組船主保険を申込み場合又はこの組合との間に漁船船主責任保険の保険関係が成立している者（第82条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第83条の規定によりその者から当該保険関係に関して有する権利義務を承継した者を含む。）であつて当該保険に係る漁船の乗組員であるものが当該漁船に係る漁船乗組船主保険を申込み場合でなければ、漁船乗組船主保険の引受をしないものとする。

(保険関係の成立)

第 126条 保険関係は、組員又は組員たる資格を有する者がこの組合が別に定める申込書をこの組合に提出して申込み、この組合がこれを承諾することにより成立する。

2 この組合は、保険の申込みを受けたときは、申込みの内容及び必要に応じて漁船を調査して保険引受の諾否を決定し、申込人に通知する。

(保険料の支払期限)

第 127条 保険関係が成立した者は、当該保険関係に係る保険期間の開始日の前日までに、この組合に保険料を支払わなければならない。

2 前項の規定による保険料の支払をその支払期限までにしないときは、当該保険関係はその効力を失う。

(保険証券の交付)

第 128条 保険関係が成立した者が前条第 1 項の保険料を支払ったときは、この組合は、組員の請求により、保険証券を作成して、当該組員に交付する。

(保険責任の開始)

第 129条 この組合の保険責任は、保険期間の開始日から始まる。

2 第 40条第3項の規定により保険料の差額を支払った場合における当該変更後の保険契約に係るこの組合の保険責任は、その保険料の差額を支払った日の翌日から始まる。

(継続加入)

第 130条 組合員は、漁船乗組船主保険の保険期間の満了後引き続き漁船乗組船主保険に付そうとするときは、そのために必要な事項を、当該満了の日の2週間前までにこの組合に通知しなければならない。

(被保険者たる資格)

第 131条 漁船乗組船主保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者又は使用者であって、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船の乗組員であるものとする。

(保険金額)

第 132条 保険金額は、別表第7部の第1の1に定める額のうち申込人が申出た金額とする。

第 2 節 保 険 関 係 の 存 続

(保険関係の存続)

第 133条 漁船保険の保険の目的たる漁船の所有者又は使用者（所有権以外の権原に基づき漁船を使用する者をいう。以下同じ。）である組合員が、その住所又は当該漁船の主たる根拠地を組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合において、その脱退前に、この組合員から当該組合に対し当該保険関係（当該漁船に係る漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険の保険関係が成立している場合にあっては、これらの保険関係を含むすべての保険関係）を存続させたい旨の通知があったときは、その保険関係は、定款第16条第1項の規定にかかわらず、なお存続する。

2 前項の規定によりなお存続するものとされる保険関係に係る漁船の所有者又は使用者は、この約款の適用については、組合員とみなす。

第 3 節 保 険 期 間

(保険期間)

第 134条 保険期間は、1年とする。ただし、漁船船主責任保険の保険期間のまだ経過しない期間が1年未満であるときは、当該保険期間の終期としている日までの期間とする。

(保険期間の延長)

第 135条 組合員は、第85条の規定により漁船船主責任保険の保険期間を延長するときは、この組合に対し当該漁船船主責任保険の保険期間の満了の日まで漁船乗組船主保険の保険期間の延長を請求することができる。

2 前項の場合には、組合員は、その保険期間の満了前に、延長しようとする期間に対する保険料を支払わなければならない。

第 4 節 保 険 料

(保険料率)

第 136条 この組合の漁船乗組船主保険の保険料率は、別表第7部に定めるとおりとする。

(保険料の計算)

第 137条 1年に満たない期間に対する保険料は、月割で計算する。ただし、1ヶ月に満たない日

数については、1ヶ月を30日として日割で計算する。

(保険料の支払)

第 138条 保険料は、1回払とする。

第 5 節 告知義務、通知義務及びその他の義務

(告知義務)

第 139条 組合員又は組合員たる資格を有する者は、保険の申込み時に、第 126条第 1 項の申込書において記載を求められた事項について、事実の告知をしなければならない。

2 組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険契約の保険期間の開始日の前日までに前項の規定による記載事項について変更があった場合にはその旨を組合に告知しなければならない。

(事前の通知義務)

第 140条 次に掲げる場合には、組合員又は被保険者は、あらかじめ、この組合に通知しなければならない。

(1) 保険に係る漁船の総トン数又は船体の重要寸法に変更を来すべき改造をしようとするとき。

(2) 保険に係る漁船の主機関を据え付け、取り替え又は除去しようとするとき。

(3) 保険に係る漁船の無線電信設備、無線電話設備又はレーダー設備を除去しようとするとき。

(4) 保険に係る漁船につき、操業区域（別表第 7 部の第 1 の 2 の表に掲げる区域をいう。）を変更しようとするとき。

(5) 保険に係る漁船を漁業以外の用途に使用しようとするとき（第72条第 2 号のてん補区分に属する損害をてん補の対象とする漁船船主責任保険を締結している場合であって、当該漁船の所有者又は使用者が申出た当該漁船に乗船し当該漁船を利用する者（以下「利用者」という。）に乗船させる期間（1ヶ月を単位とする。以下「利用者乗船期間」という。）に当該漁船を運航しようとするときを除く。）。

(6) 前各号のほか保険に係る漁船につき重大な変更をしようとするとき。

(7) 保険に係る漁船を引き続き90日以上係船しようとするとき。

(8) 保険に係る漁船に第 125条の規定による申出の乗組船主以外の者を乗り組ませようとするとき。

2 保険に係る漁船の危険が前項第 1 号から第 7 号までに掲げる事由によって著しく増加する場合には、この組合は、組合員又は被保険者に対し、その変更を制限し、その他必要な措置をさせることがある。

3 第 1 項第 1 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる事由により保険料を増額すべきときは、組合員は、遅滞なく、その事由が発生した日からその保険期間の満了の日までの期間に対する保険料の差額を支払わなければならない。

4 組合員が前項の規定による保険料の差額の支払を怠ったときは、この組合は、従前の保険料の額にその支払を怠った保険料の額を加えて得た額に対する従前の保険料の額の割合によっててん補する。

(事後の通知義務)

第 141条 次に掲げる場合には、組合員又は被保険者は、遅滞なくこの組合に通知しなければならない。

(1) 保険金受取人又は保険に関する事項につき代理人を定め、又は廃したとき。

(2) 組合員、被保険者、これらの者の代理人又は保険金受取人の氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

2 前項に掲げる事由に該当する場合においては、組合員又は被保険者は、保険金受取人又は代理人と連署のうえ通知しなければならない。

(漁船の調査等)

第 142条 この組合は、いつでも保険に係る漁船に関して、調査をし、又は組合員若しくは被保険者に通常の修繕その他必要な処置をさせることができる。

2 組合員又は被保険者は、前項の調査に関してこの組合から照会があった場合には、遅滞なく回答しなければならない。

第 6 節 無効及び消滅

(無効)

第 143条 次に掲げる場合には、漁船乗組船主保険は、無効とする。

(1) 第 124条の規定に違反して保険の引受をしたとき。

(2) 第 129条第 1 項の規定によりこの組合の保険責任が始まる前において、既に事故が生じえないこととなったとき、又は生じていたとき。

(解除)

第 144条 保険引受の当時、組合員又は被保険者が第 139条第 1 項の規定による記載事項について、故意又は重大な過失によって事実を告知せず、又は不実の告知をしたときは、この組合が当該事実を知り、又は過失によって知らなかったときを除くほかは、この組合は、保険関係を解除することができる。ただし、保険引受の時から 5 年又はこの組合が解除の原因を知った時から 1 ヶ月を経過したときは、この限りでない。

(失効)

第 145条 次に掲げる場合には、漁船乗組船主保険は、その効力を失うものとする。

(1) 保険に係る漁船が解てつされたとき。

(2) 組合員が、この組合の区域内に住所及びその所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する保険に係る漁船の主たる根拠地を有しなくなったとき（あらかじめ、当該組合員からこの組合に保険関係を存続させたい旨の申出があったときを除く。）。

(3) 保険に係る漁船の所有権の移転又は当該漁船を使用する所有権以外の権原の移転若しくは消滅があった場合又は相続その他の包括承継若しくは遺贈があった場合において、この組合が保険関係に関する権利義務の承継を拒んだとき。

(4) 組合員が死亡し、若しくは解散したとき（保険関係に関する権利義務の承継があった場合を除く。）又は組合員について破産手続開始の決定があったとき。

(解除等の効果)

第 146条 第 144条の規定によりこの組合が保険契約を解除したときは、その解除は将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 この組合は、事故が生じた後に第 144条の規定による解除をした場合であっても、保険金を支払う責めを負わない。既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。ただし、その事故の発生が同条の事実に基づかないものであるときは、この限りでない。

第 147条 無効、失効若しくは解除の場合又はこの組合が保険金を支払う責めを負わない場合にお

いても、この組合は、既に受け取った保険料を払い戻さないものとする。ただし、別段の規定がある場合、無効の原因及びその原因を知らなかったことにつき保険の申込人が善意でかつ重大な過失がない場合は、この限りでない。

第 7 節 保 険 契 約 の 変 更 等

(損害てん補範囲の変更)

第 148条 組合員は、この組合の承諾を得て損害てん補の範囲につき保険契約の変更をする場合において、保険料を増額すべきときは、当該保険期間につき、保険料の差額を支払わなければならない。

第 8 節 保 険 料 の 払 戻 し 等

(保険関係の消滅)

第 149条 漁船乗組船主保険の保険関係は、漁船船主責任保険の保険関係が消滅したときは、消滅する。

2 前項の場合には、組合はまだ経過しない期間に対する純保険料及び付加保険料の額（既に経過した期間中に一定の金額を支払うべき事故がある場合には、これに対する保険金の額を差し引いて得た額）を払い戻さなければならない。

(危険の消滅による保険料の払戻し)

第 150条 組合員は、この組合に対し、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険料の払戻しを請求することができる。

(1) 保険に係る漁船の所有権の移転又は当該漁船を使用する所有権以外の権原の移転若しくは消滅にかかわらず当該漁船に係る漁船船主責任保険が失効しない場合であって、当該漁船乗組船主保険が失効したとき。

(2) 保険に係る漁船により漁業を行うことが自己の責めに帰することができない事由により困難となっている状態が1年以上継続すると認められるため、漁船乗組船主保険を解除したとき。

2 組合員が前項の規定により払戻しを請求することができる保険料の額は、その保険期間のうち前項各号の事由が発生した日の翌日から起算してまだ経過しない期間に対する純保険料の額（既に経過した期間中に、一定の金額を支払うべき事故がある場合には、これに対する保険金の額を差し引いて得た額）に相当する金額とする。

第 9 節 時 効

(時 効)

第 151条 保険金を請求する権利及び保険料の返還を請求する権利については3年、保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利については1年を経過したときは、時効によって消滅する。

第 2 章 保 険 金 の 支 払

(死亡保険金の支払)

第 152条 この組合は、被保険者が、乗組み中の漁船（当該被保険者が所有し、又は使用する漁船

であって当該漁船につき漁船舶主責任保険の保険関係が成立しているものに限る。次条において同じ。）上における不慮の事故により身体に被害を受け、当該被害を受けた日から 200日以内に当該被害を直接の原因として死亡し、又は行方不明となった場合（被保険者の犯罪行為による場合を除く。）には、死亡保険金として、1 被保険者当たりの保険金額の全額を保険金受取人（保険金受取人の指定がないときは、被保険者の相続人）に支払うものとする。

（障害保険金の支払）

第 153条 この組合は、被保険者が、乗組み中の漁船上における不慮の事故により身体に傷害を受け、当該傷害を受けた日から 200日以内に当該傷害を直接の原因として別表第5部の表の中欄に掲げる後遺障害の状態になった場合（被保険者の犯罪行為による場合を除く。）には、障害保険金として、1 被保険者当たりの保険金額に同表の右欄に掲げる給付率を乗じて得た額を、被保険者に支払うものとする。

2 前項の場合において、別表第5部の表の中欄に掲げる障害の状態に該当する身体障害が2以上ある場合における保険金の支払については、同表の備考17の定めるところによるものとする。

3 既に身体障害があった者が、乗組み中の漁船上における不慮の事故によりその同一の部位について障害の程度を加重した場合における当該事故に係る障害保険金の支払は、現在の身体障害の該当する障害等級に応じて行うものとし、その額は、1 被保険者当たりの保険金額に現在の身体障害の該当する障害等級に対応する給付率から既にあった身体障害の該当する障害等級に対応する給付率を差し引いて得た率を乗じて得た額とする。

4 被保険者が、乗組み中の漁船上における不慮の事故により身体障害を生じ、当該事故を直接の原因として当該事故の日から 200日以内に死亡した場合には、当該被保険者は、障害の状態にならなかったものとみなす。

5 1 被保険者に係る障害保険金の支払額の合計は、当該被保険者の保険金額を限度とする。

（事故発生の通知）

第 154条 組合員、被保険者又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者（以下この部において「組合員等」という。）は、この組合の負担する危険の発生によると否とにかかわらず、保険に係る漁船の運航に伴って事故が発生したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

（保険金支払請求の手続）

第 155条 組合員等は、保険金の支払請求をしようとするときは、事故の原因、経過及び損害の額を記載した書面に、これらの事項に関する官公署の証明書その他の証ひょう書類を添えて、この組合に申告しなければならない。

第 3 章 免 責

（法定免責）

第 156条 この組合は、理事会で事故が次の各号のいずれかに該当する事由によって生じたものと認めた場合においては、保険金支払の責めを負わない。

- (1) 組合員若しくは被保険者の故意又は重大な過失
- (2) 船長その他漁船を指揮する者の故意

(3) 保険金受取人の故意

2 この組合は、理事会で、保険に係る漁船が法令に違反して使用されたために法令に基づく処分として、又は当該処分によって生じた事故と認めた場合においては、保険金支払の責めを負わない。
(相対免責)

第 157条 次に掲げる場合には、この組合は、理事会の議決を経て、支払うべき保険金の全部又は一部につき、支払の責めを負わないことがある。

- (1) 事故が、法令に違反して保険に係る漁船を運航し、又は当該漁船により操業した場合に生じたとき。
- (2) 組合員又は被保険者が、第 140条第 1 項の規定による通知を怠り、又は同条第 2 項の規定によるこの組合の指示に従わなかったとき。
- (3) 組合員又は被保険者が、第 142条第 1 項の規定による組合の調査を拒み、又はこの組合の指示する通常の修繕その他の必要な処置をしなかったとき。
- (4) 組合員等が、第 154条の規定による事故の通知を著しく遅滞したため事故の状況の認定が困難となったとき、又は第 155条の規定による申告をするに当り、故意若しくは重大な過失により重要な事実を告げず、若しくは重要な事項につき虚偽の事実を告げたとき。

第 4 部 漁 船 積 荷 保 険

第 1 章 保 険 契 約

第 1 節 保 険 の 引 受

(引受をする保険)

第 158条 この組合は、漁船積荷保険においては、特殊保険事故によるものを除き、漁船に積載した漁獲物、その製品、燃料、餌料及び飲食料（以下「漁船積荷」と総称する。）を保険の目的として、当該漁船積荷を積載する漁船の事故に起因する滅失、流失、損傷その他の事故（以下「漁船積荷保険事故」という。）により当該漁船積荷に生じた損害をてん補するものとする。

(保険の目的)

第 159条 漁船積荷保険の保険の目的は、組合員が所有し、又は使用する漁船であって次に掲げる漁業に従事するものに積載した漁獲物及びその製品並びに燃料、餌料及び飲食料（以下「仕込品」という。）とする。

- (1) まぐろはえ縄漁業（浮はえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業をいう。）
- (2) さけ・ます漁業（流し網又ははえ縄を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業をいう。）
- (3) いか釣り漁業（釣りによっていかをとることを目的とする漁業をいう。）
- (4) 沖合等漁業（流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業、釣りによってかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業並びに漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項第4号に規定する大中型まき網漁業をいう。）

(保険引受を拒む場合)

第 160条 この組合は、第 192条第1項第2号の規定により保険料が払い戻された漁船積荷保険に係る漁船（以下この部において「保険に係る漁船」という。）に積載する漁船積荷については、当該払戻しの原因となった事由が消滅した場合その他重大な変更がある場合を除き、漁船積荷保険の引受をしない。

(引受の制限)

第 161条 この組合は、普通保険の申込人が併せてその申込みに係る普通保険の保険の目的たる漁船につき漁船積荷保険を申込む場合又は当該組合との間に普通保険の保険関係が成立している者（第14条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は、第15条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定によりその者から当該保険関係に関して有する権利義務を承継した者（被保険者としての権利義務のみを承継した者を除く。）を含む。）が当該普通保険の保険の目的たる漁船につき漁船積荷保険を申込む場合でなければ、漁船積荷保険の引受をしないものとする。

(保険関係の成立)

第 162条 保険関係は、組合員又は組合員たる資格を有する者がこの組合が別に定める申込書をこの組合に提出して申込み、この組合がこれを承諾することにより成立する。

2 この組合は、保険の申込みを受けたときは、申込みの内容及び必要に応じて漁船を調査して保

険引受の諾否を決定し、申込人に通知する。

(保険料の支払期限)

第 163条 保険関係が成立した者は、当該保険関係に係る保険期間の開始日の前日までに、この組合に保険料（保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第1回の支払に係るもの。）を支払わなければならない。

2 前項の規定による保険料の支払をその支払期限までにしないときは、当該保険関係はその効力を失う。

(保険証券の交付)

第 164条 保険関係が成立した者が前条第1項の保険料を支払ったときは、この組合は、組合員の請求により、保険証券を作成して、当該組合員に交付する。

(保険責任の開始)

第 165条 この組合の保険責任は、保険期間の開始日から始まる。

2 第180条第3項、第189条、第190条第3項の規定により保険料の差額を支払った場合における当該変更後の保険契約に係るこの組合の保険責任は、その保険料の差額を支払った日の翌日から始まる。

(継続加入)

第 166条 組合員は、漁船積荷保険の保険期間の満了後引き続き漁船積荷保険に付そうとするときは、そのために必要な事項を、当該満了の日の2週間前までにこの組合に通知しなければならない。

(被保険者たる資格)

第 167条 漁船積荷保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船積荷の所有者とする。

(保険金額)

第 168条 保険金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 漁獲物及びその製品のみを保険の目的とする場合にあつては、この組合と組合員とがとりきめた漁獲物又はその製品の単価（消費税等相当額を含まない額とする。）に保険に係る漁船のそれぞれの最大積載数量を乗じて得た金額

(2) 漁獲物及びその製品並びに仕込品を保険の目的とする場合にあつては、前号に掲げる金額と、仕込品の種類ごとにこの組合と組合員とがとりきめた単価に保険に係る漁船のそれぞれの種類ごとの最大積載数量を乗じて得た金額の合計額にこの組合が定める率を乗じて得た額とを合算して得た金額

第 2 節 保険関係の存続及び承継

(保険関係の存続)

第 169条 漁船保険の保険の目的たる漁船の所有者又は使用者（所有権以外の権原に基づき漁船を使用する者をいう。以下同じ。）である組合員が、その住所又は当該漁船の主たる根拠地を組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合において、その脱退前に、この組合員から当該組合に対し当該保険関係（当該漁船に係る漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険の保険関係が成立している場合にあつては、これらの保険関係を含むすべての保険関係）を存続させたい旨の通知があつたときは、その保険関係は、定款第16条第1項の規定にかかわらず、なお存続する。

2 前項の規定によりなお存続するものとされる保険関係に係る漁船の所有者又は使用者は、この約款の適用については、組合員とみなす。

(保険関係に関する権利義務の承継)

第 170条 保険に係る漁船の譲受人は、併せて第14条第1項の規定により当該漁船を保険の目的とする普通保険の保険関係に関する権利義務を承継する場合（被保険者としての権利義務のみを承継する場合を除く。）に限り、この組合に通知して、譲渡人が当該漁船に係る漁船積荷保険の保険関係に関して有する権利義務（法第 139条第3項又は第 139条の2第1項の規定による負担金に係る権利義務（以下「漁船積荷保険の保険料に対する国庫負担金に係る権利義務」という。この節において同じ。）を除く。）を承継することができる。ただし、その保険関係に関する権利義務が被保険者としての権利義務のみである場合は、この限りでない。

2 保険に係る漁船につき、相続その他の包括承継又は遺贈があった場合については、前項の規定を準用する。

第 171条 保険に係る漁船の所有者又は使用者は、併せて第15条第1項の規定により当該漁船に係る普通保険の保険関係に関する権利義務を承継する場合に限り、この組合に通知して、所有者にあっては当該漁船の使用者たる組合員が当該漁船に係る漁船積荷保険の保険関係に関して有する権利義務（漁船積荷保険の保険料に対する国庫負担金に係る権利義務及び当該漁船の使用者たる組合員が被保険者として有する権利義務を除く。）を、使用者にあっては組合員が当該漁船に係る漁船積荷保険の保険関係に関して有する権利義務（漁船積荷保険の保険料に対する国庫負担金に係る権利義務及び当該漁船の所有者たる組合員が被保険者として有する権利義務を除く。）を承継することができる。

第 3 節 保 険 期 間

(保険期間)

第 172条 保険期間は、1年、漁期間（保険に係る漁船の従事する漁業において、毎年最初の航海のための仕込品が積み込まれた時から最後の航海における漁獲物及びその製品の陸揚げが終了した時までの期間をいう。以下同じ。）及び帰航期間（保険に係る漁船の従事する漁業に係る1航海に要する期間のうち、その操業を終了した時から漁獲物及びその製品の陸揚げを終了した時までの期間をいう。以下同じ。）とする。ただし、保険に係る漁船を保険の目的とする普通保険の保険期間（満期保険にあっては、当該保険料期間。以下この条において同じ。）の終期としている日が保険期間の満了の日前に到来するときは、当該普通保険の保険期間の終期としている日までの期間とすることができる。

(保険期間の延長)

第 173条 保険期間を1年とする場合にあっては、保険の目的たる同一の漁船積荷につき保険期間の一部が重複する2以上の漁船積荷保険が存するときは、組合員からの請求により、先に成立した保険関係の保険期間を最後に成立した保険関係の保険期間の終期まで延長することができる。

2 保険期間を1年とする場合にあっては、その保険期間の満了の日が保険に係る漁船を保険の目的とする普通保険の保険期間（満期保険にあっては、当該保険料期間。以下この条において同じ。）の満了の日前に到来するときは、組合員は、この組合に対し当該普通保険の保険期間の満了の日まで保険期間の延長を請求することができる。

3 組合員は、第17条第1項、第18条第1項又は第19条第1項の規定により保険に係る漁船を保険

の目的とする普通損害保険の保険期間を延長するときは、この組合に対し当該普通損害保険の保険期間の満了の日まで保険期間の延長を請求することができる。

4 組合員は、保険の目的たる漁船積荷につき、この組合の責任が確定しない期間中に保険期間が満了すべきときは、この組合に対し保険期間の延長を請求することができる。ただし、その延長する期間は、1ヶ月を下ってはならない。

5 前4項の場合には、組合員は、その保険期間の満了前に、延長しようとする機関に対する保険料をしはらわなければならない。

第4節 保 険 料

(保険料率)

第174条 この組合の漁船積荷保険の保険料率は、別表第8部に定めるとおりとする。

(保険料の計算)

第175条 1年に満たない期間に対する保険料（第172条の漁期間又は帰航期間を保険期間とする漁船積荷保険に係る保険料を除く。）は、月割で計算する。ただし、1ヶ月に満たない日数については、1ヶ月を30日として日割で計算する。

(保険料の支払)

第176条 保険料は、1回払とする。ただし、組合員は、保険料について、この組合の承諾を得て3回以内に分割して支払うことができる。

2 この組合が前項ただし書の承諾をするのは、分割した保険料を期限内に支払う確実な保障があると認める場合に限るものとする。

3 第1項の規定により保険料の分割支払をする場合における保険料のうちその第1回の支払に係るものの金額は、保険料（法第139条第3項又は第139条の2第1項の規定により当該保険料が国庫負担に係るものであるときは、その負担に係る部分を除く。）の2分の1以上とする。

4 第1項の規定により保険料の分割支払をする場合における保険料のうちその最終の支払に係るものの支払期限は、保険期間の開始の日から起算して9ヶ月を経過する日までの期間内においてこの組合が指定する日までとする。

5 この組合は、第1項ただし書の承諾をした場合において、その承諾に係る保険料の分割支払の支払期限の到来前に、保険金の支払又は保険料の払戻しをすべき事由が生じたときは、支払うべき保険金又は払い戻すべき保険料の額から未払込の保険料に相当する額を控除することができる。

(延滞金)

第177条 この組合は、前条の規定により保険料の分割支払を認める場合において、分割した保険料が同条第4項の支払期限内に支払われない場合は、その支払われない期間についてその日数に応じ年8パーセントの延滞金を徴収することができる。

(国庫負担の保険料の相殺受領)

第178条 法第139条第3項又は第139条の2第1項の規定により国庫が漁船積荷保険の保険料の一部を負担する漁船についての当該国庫の負担金は、組合員がこの組合に支払うべき当該漁船についての保険料の一部に充てるものとする。

第5節 告知義務、通知義務及びその他の義務

(告知義務)

第 179条 組合員又は組合員たる資格を有する者は、保険の申込み時に、第 162条第 1 項の申込書において記載を求められた事項について、事実の告知をしなければならない。

2 組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険契約の保険期間の開始日の前日までに前項の規定による記載事項について変更があった場合にはその旨を組合に告知しなければならない。

(事前の通知義務)

第 180条 次に掲げる場合には、組合員又は被保険者は、あらかじめ、この組合に通知しなければならない。

(1) 保険に係る漁船の総トン数又は船体の重要寸法に変更を来すべき改造をしようとするとき。

(2) 保険に係る漁船の主機関を据え付け、取り替え又は除去しようとするとき。

(3) 保険に係る漁船の無線電信設備、無線電話設備又はレーダー設備を除去しようとするとき。

(4) 保険に係る漁船につき、第 159条各号に掲げる漁業の種類を変更しようとするとき。

(5) 保険に係る漁船を漁業以外の用途に使用しようとするとき。

(6) 漁船積荷保険（1 年を保険期間とするものに限る。）に係る漁船の操業時期を変更しようとするとき。

(7) 前各号のほか保険に係る漁船につき重大な変更をしようとするとき。

(8) 保険に係る漁船を引き続き90日以上係船しようとするとき。

(9) 保険の目的たる漁船積荷につき、同種の保険契約を他の保険者と締結しようとするとき。

(10) 保険の目的たる漁船積荷の管理方法等につき重大な変更をしようとするとき。

2 保険に係る漁船の危険が前項第 1 号から第 8 号までに掲げる事由によって著しく増加する場合又は当該漁船に積載した漁船積荷の危険が前項第10号に掲げる事由によって著しく増加する場合には、この組合は、組合員又は被保険者に対し、その変更を制限し、その他必要な措置をさせることがある。

3 第 1 項第 1 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号及び第10号に掲げる事由により保険料を増額すべきときは、組合員は、遅滞なく、その事由が発生した日からその保険期間の満了の日までの期間に対する保険料の差額を支払わなければならない。

4 組合員が前項の規定による保険料の差額の支払を怠ったときは、この組合は、従前の保険料の額にその支払を怠った保険料の額を加えて得た額に対する従前の保険料の額の割合によっててん補する。

(事後の通知義務)

第 181条 次に掲げる場合には、組合員又は被保険者は、遅滞なくこの組合に通知しなければならない。

(1) 保険の目的たる漁船積荷を譲渡したとき。

(2) 保険の目的たる漁船積荷の上に先取特権、抵当権その他の物権又は賃借権を設定し、変更し、又は消滅させたとき。

(3) 保険金受取人又は保険に関する事項につき代理人を定め、又は廃したとき。

(4) 組合員、被保険者、これらの者の代理人又は保険金受取人の氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

2 前項第 2 号から第 4 号までに掲げる事由に該当する場合においては、組合員又は被保険者は、債権者、保険金受取人又は代理人と連署のうえ通知しなければならない。

(漁船の調査等)

第 182条 この組合は、いつでも保険に係る漁船又は当該漁船に積載した漁船積荷の管理方法等に関して、調査をし、又は組合員若しくは被保険者に通常の修繕その他必要な措置をさせることができる。

2 組合員又は被保険者は、前項の調査に関してこの組合から照会があった場合には、遅滞なく回答しなければならない。

(通常行うべき管理等の義務)

第 183条 組合員又は被保険者は、保険の目的たる漁船積荷につき、通常行うべき管理その他損害の防止及び軽減に努めなければならない。

第 6 節 無 効 及 び 消 滅

(無 効)

第 184条 次に掲げる場合には、漁船積荷保険は、無効とする。

- (1) 第 160条の規定に違反して保険の引受をしたとき。
- (2) 第 165条第 1 項の規定によりこの組合の保険責任が始まる前において、既に事故が生じ得ないこととなったとき、又は生じていたとき。

(解 除)

第 185条 保険引受の当時、組合員又は被保険者が第 179条第 1 項の規定による記載事項について、故意又は重大な過失によって事実を告知せず、又は不実の告知をしたときは、この組合が当該事実を知り、又は過失によって知らなかったときを除くほかは、この組合は、漁船積荷保険を解除することができる。ただし、保険引受の時から 5 年又はこの組合が解除の原因を知った時から 1 ヶ月を経過したときは、この限りでない。

(失 効)

第 186条 次に掲げる場合には、漁船積荷保険は、その効力を失うものとする。

- (1) 保険に係る漁船が解てつされたとき。
- (2) 組合員が、この組合の区域内に住所及びその所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する保険に係る漁船の主たる根拠地を有しなくなったとき（あらかじめ、当該組合員からこの組合に保険関係を存続させたい旨の申出があったときを除く。）。
- (3) 保険に係る漁船の所有権の移転又は当該漁船を使用する所有権以外の権原の移転若しくは消滅があった場合又は相続その他の包括承継若しくは遺贈があった場合において、この組合が保険関係に関する権利義務の承継を拒んだとき。
- (4) 組合員が死亡し、若しくは解散したとき（保険関係に関する権利義務の承継があった場合を除く。）又は組合員について破産手続開始の決定があったとき。

(解除等の効果)

第 187条 第 185条の規定によりこの組合が保険契約を解除したときは、その解除は将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 この組合は、事故が生じた後に第 185条の規定による解除をした場合であっても、保険金を支払う責めを負わない。既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。ただし、その事故の発生が同条の事実に基づかないものであるときは、この限りでない。

第 188条 無効、失効若しくは解除の場合又はこの組合が損害をてん補する責めを負わない場合においても、この組合は、既に受け取った保険料を払い戻さないものとする。ただし、別段の規定

がある場合、無効の原因及びその原因を知らなかったことにつき保険の申込人が善意でかつ重大な過失がない場合は、この限りでない。

第 7 節 保 険 契 約 の 変 更 等

(損害てん補の範囲の変更)

第 189条 組合員は、この組合の承諾を得て損害てん補の範囲につき保険契約の変更をする場合において、保険料を増額すべきときは、当該保険期間につき、保険料の差額を支払わなければならない。

(保険金額の変更等)

第 190条 組合員は、漁獲物又はその製品を第 168条第 1 号の最大積載数量を超えて積載しようとするときは、組合に通知して、当該最大積載数量を当該積載しようとする数量に変更しなければならない。

2 組合員は、この組合の同意を得て、第 168条各号の単価を増額することができる。

3 前 2 項の規定により保険金額を増額する場合には、その保険期間（保険期間に漁獲物の種類が相違する期間がある場合には、その相違する期間）の全部についての保険料の差額を支払わなければならない。

4 組合員が第 1 項の変更をしなかったときは、この組合は、第 168条第 1 号の最大積載数量の事故直前における漁獲物及びその製品の積載数量に対する割合によっててん補する。

5 この組合が第 180条第 1 項第 4 号又は第 6 号の変更に係る通知を受領した場合において、変更後の保険契約に係る保険料が変更前の保険契約に係る保険料を超えないときは、当該変更の事由が発生した時において当該通知に係る事項につき変更があったものとみなす。

第 8 節 保 険 料 の 払 戻 し 等

(保険関係の消滅)

第 191条 漁船積荷保険の保険関係は、漁船積荷保険に係る漁船を保険の目的とする普通保険の保険関係が消滅したときは、消滅する。ただし、この組合及び組合員の間に当該漁船につき当該普通保険の保険期間の終了日の翌日を保険期間の開始日とする普通保険の保険関係が成立したときは、この限りでない。

2 前項（ただし書を除く。）の場合には、第 104条第 2 項の規定を準用する。

(危険の消滅による保険料の払戻し)

第 192条 組合員は、この組合に対し、次の各号のいずれかに該当する場合には保険料の払戻しを請求することができる。

(1) 保険に係る漁船の所有権の移転又は当該漁船を使用する所有権以外の権原の移転若しくは消滅にかかわらず当該漁船を保険の目的とする普通保険が失効しない場合であって、当該漁船積荷保険が失効したとき。

(2) 保険に係る漁船により漁業を行うことが自己の責めに帰することができない事由により困難となっている状態が 1 年以上継続すると認められるため、漁船積荷保険を解除したとき。

2 前項の場合には、第 105条第 2 項の規定を準用する。

第 9 節 時 効

(時効)

第 193条 保険金を請求する権利及び保険料の返還を請求する権利については3年、保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利については1年を経過したときは、時効によって消滅する。

第 2 章 損 害 の て ん 補

(損害のてん補)

第 194条 この組合は、保険に係る漁船の事故に起因する漁船積荷保険事故により生じた次に掲げる損害又は費用の額をてん補する。ただし、第2号又は第6号に掲げる損害については、特約がある場合に限り、第9号に掲げる費用については、この組合が認める場合に限り、てん補する。

(1) 漁船積荷（保険の目的たる漁船積荷をいう。以下同じ。）の全損（餌料のうちの活餌の損害及び冷凍設備又は冷蔵設備の事故によって生じた損害を除く。）。ただし、保険に係る漁船及びその積荷につき共同の危険を免れるために放棄した当該漁船積荷の損害（以下「放棄損害」という。）については、第3号の損害に限る。

(2) 漁船積荷の分損（冷凍設備又は冷蔵設備の事故によって生じた損害を除く。）。ただし、放棄損害については、第3号の損害に限り、餌料のうちの活餌の分損については活餌長期蓄養設備の事故によって生じた損害に限る。

(3) 放棄損害のうち、漁船積荷を積載した漁船の座礁又は衝突により生じた損害（漁船積荷放棄損害という。）。なお、漁船積荷を積載した漁船を保険の目的とする普通保険又はその他の保険により当該放棄損害の一部がてん補される場合にあっては、当該てん補額を差引いた額とする。

(4) 漁船積荷につき事故が生じた場合において、当該漁船積荷を安全に保管できる最寄りの場所まで運搬するのに必要な費用、救助者に対する報酬その他漁船積荷の損害の防止及び軽減のために必要又は有益であった費用

(5) 保険に係る漁船につき事故が生じた場合において、漁船積荷を陸揚げし、保管し、又は陸揚地まで運搬するのに必要な費用

(6) 保険に係る漁船の冷凍設備又は冷蔵設備の事故（魚そう外の事故については、当該事故が24時間以上継続する場合に限る。）により生じた漁獲物、その製品及び餌料（活餌を除く。）の品質の低下による損害

(7) 保険に係る漁船の全損（委付を含む。）により生じた餌料のうちの活餌の全損

(8) 活餌長期蓄養設備の事故により生じた餌料のうちの活餌の損害

(9) 保険に係る漁船に積載した漁獲物、その製品、餌料又は飲食料に損害（飲食料については、冷凍設備又は冷蔵設備の事故によるものを除く。）が生じた場合において、当該積荷を廃棄処分するために要した費用

2 この組合は、前項各号の規定によりてん補すべき額が10,000円に満たないときは、てん補しないものとする。

3 漁船積荷がこれを積載する漁船とともに救助され第52条第1項の規定により救助費の額がてん補された場合には、第1項第4号の費用の額はてん補しない。

(損害てん補額の算定)

第 195条 この組合がてん補すべき損害の額は、次のとおり算定するものとする。

(1) 漁獲物及びその製品

ア 前条第1項第2号に掲げる損害のうち品質の低下による損害及び同項第6号に掲げる損害（以下この号において「質損」という。）以外の損害については、第168条第1号に規定する単価に損害数量（当該損害数量が、同号に規定する最大積載数量又は第190条第1項の規定による変更後の最大積載数量を超過する場合にあっては、当該最大積載数量又は当該変更後の最大積載数量。イにおいて同じ。）を乗じて得た額

イ 質損については、次の算式により算出した額

$$\frac{\text{第 168条第 1 号} \times \text{損害数量} \times \text{質損がなかったら存したであろう価額} - \text{質損後の価額}}{\text{に規定する単価} \times \text{質損がなかったら存したであろう価額}}$$

(2) 仕込品

ア 前条第1項第2号に掲げる損害のうち品質の低下による損害（以下この号において「質損」という。）以外の損害については、第168条第2号に規定する単価に損害数量を乗じて得た額

イ 質損については、第168条第2号に規定する単価に質損の生じた数量を乗じて得た額から質損の生じた仕込品の売却価額等を基礎としてこの組合が認定した価額を差し引いて得た額

2 被保険者が前項各号の損害を計算するのに必要な費用は、損害額に加算する。

（てん補すべき損害の額）

第 196条 この組合のてん補する損害の額は、1回の事故ごとに算定する。

2 1回の事故につき、この組合のてん補すべき額は、漁船積荷が全損したとした場合において支払うこととなる保険金の額を超えないものとする。ただし、第194条第1項第4号若しくは第5号に掲げる費用のうち次に掲げるもの又は同項第9号に掲げる費用については、この組合が認める場合に限り、この組合のてん補すべき額が漁船積荷が全損したとした場合において支払うこととなる保険金の額を超えてもこれをてん補するものとする。

(1) 損害の防止及び軽減のための応急措置費用

(2) この組合が委付を承認しなかった場合において、漁船積荷を陸揚予定港に運搬する費用の額が当該漁船積荷につき委付をした場合において支払うこととなる保険金の額を超えたときの当該費用

(3) 損害賠償に関する訴訟の提起又は応訴のために要した必要又は有益な費用

（保険代位）

第 197条 漁船積荷につき損害が生じた場合においてこの組合がその損害に係る保険金を支払ったときは、この組合は、被保険者が当該漁船積荷のうち損害に係るものにつき有する権利を取得する。

2 前項の規定によりこの組合が漁船積荷の所有権を取得した場合であっても、当該漁船積荷の上に存する先取特権、抵当権、その他の物権及び賃借権を消滅させるために要する金額並びにその漁船積荷に付随する公法上又は私法上の債務を履行するために要する金額は、保険金を受け取るべき者（被保険者たると否とをとわない。）の負担とする。ただし、当該漁船積荷を撤去するために要する金額（当該金額が、撤去された物権を売却して得られる金額を超えるときは、その超える部分の金額を除く。）は、この組合の負担とする。

第 198条 損害が第三者の行為によって生じた場合において、この組合が被保険者に対してそのて

ん補額を支払ったときは、この組合は、その支払った額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で被保険者が第三者に対して有する権利を取得する。

- 2 前項の場合において、この組合が支払ったてん補額がてん補すべき損害の額に不足するときは、被保険者は、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する権利のうち、この組合が代位した部分を除いた部分について、当該代位に係るこの組合の権利に先立って弁済を受ける権利を有する。

(委付の原因及び委付漁船積荷に関する経費の負担)

第 199条 被保険者は、次に掲げる場合に限り、漁船積荷をこの組合に委付して、保険金額を限度として、委付当時の漁船積荷につき、これが全損したとした場合において第 195条の規定により算定される保険金の額に相当する額の保険金の請求をすることができる。

- (1) 漁船積荷を積載した漁船が沈没し容易に引き揚げることができないとき。
(2) 漁船積荷を積載した漁船の行方が知れなくなったとき（漁船の行方が30日間明らかでないとき。）。
(3) 漁船積荷を積載した漁船が修繕することができなくなったとき（漁船積荷が漁獲物及びその製品であるときは、当該漁船積荷を陸揚予定港に運搬する費用の見積額が、当該漁船積荷を委付したとした場合において請求することができる保険金の額を超えるときに限る。）。

- 2 前項第 2 号の期間は当該漁船の最終の消息のあった時から起算する。

- 3 第 1 項の規定により委付された漁船積荷に関する経費の負担については、第 197条第 2 項の規定を準用する。

- 4 この組合において、前項で準用する第 197条第 2 項本文の金額を支払ったとき、又は将来支払の必要があると認めたときは、てん補すべき金額から控除することができる。

(委付の手続)

第 200条 被保険者が前条の規定により委付しようとするときは、同条第 1 項第 1 号又は第 3 号の場合においては、当該事由を知った時から、同条第 2 号の場合においては、その期間満了の時から起算し、50日以内にこの組合に対して委付の通知を発しなければならない。ただし、50日以内であっても、行方が知れなかった漁船の行方が知れたとき又は委付の事由が消滅したときには委付することができない。

(委付の承認)

第 201条 被保険者が、漁船積荷につき委付した後、この組合が漁船積荷の救助に着手したときでも、被保険者は、これをもって委付の承認をしたものとみなすことができない。

- 2 被保険者が、漁船積荷につき委付した後、漁船積荷の救助に着手したときでも、これをもって委付の放棄をしたものとみなさない。

(他の保険契約との関係)

第 202条 漁船積荷に損害が生じた場合において、当該漁船積荷につき、その損害をてん補すべき漁船積荷保険以外の保険契約（以下「他の保険契約」という。）が存するときは、この組合のてん補すべき額は、第 195条の規定にかかわらず、次の算式により算出した額とする。

各保険契約による単価	他の保険契約が存しなかった場合に組合が
× 損害数量 ×	てん補すべき額
のうち最も高いもの	全保険契約がそれぞれ他の保険契約が存し
	なかった場合にてん補すべき額の合計額

(事故発生の通知)

第 203条 組合員又は被保険者は、この組合の負担する危険の発生によると否とにかかわらず、漁船積荷につき事故が発生したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(保険金支払請求の手續)

第 204条 組合員又は被保険者は、保険金の支払請求をしようとするときは、事故の原因、経過及び損害の額を記載した書面に、これらの事項に関する官公署の証明書その他の証ひょう書類を添えて、この組合に申告しなければならない。

第 205条 削 除

第 3 章 免 責

(法定免責)

第 206条 この組合は、理事会で損害が次の各号のいずれかに該当する事由によって生じたものと認めた場合においては、損害をてん補する責めを負わない。

- (1) 組合員又は被保険者の故意又は重大な過失
- (2) 船長その他保険に係る漁船を指揮する者の故意

2 この組合は、理事会で、保険に係る漁船が法令に違反して使用されたために法令に基づく処分として、又は当該処分によって生じた事故と認めた場合においては、損害をてん補する責めを負わない。

(相対免責)

第 207条 次に掲げる場合には、この組合は、てん補すべき損害の額の全部又は一部につき、そのてん補する責めを負わないことがある。

- (1) 事故が、法令に違反して保険に係る漁船を運航し、又は当該漁船により操業した場合に生じたとき。
- (2) 組合員又は被保険者が、保険に係る漁船又は漁船積荷につき通常行ふべき管理その他損害の防止又は軽減を怠ったとき。
- (3) 第 176条第 1 項の規定により保険料の分割支払がされる場合にあっては、組合員が、正当な理由がないのに保険料のうちその第 2 回以降の支払に係るものの支払を遅滞したとき。
- (4) 組合員又は被保険者が、第 180条第 1 項の規定による通知を怠り、又は同条第 2 項の規定によるこの組合の指示に従わなかったとき。
- (5) 組合員又は被保険者が、第 182条第 1 項の規定による組合の調査を拒み、又はこの組合の指示する通常の修繕その他の必要な処置をしなかったとき。
- (6) 組合員又は被保険者が、第 203条の規定による事故の通知を著しく遅滞したため損害の状況の認定が困難となったとき、又は第 204条の規定による申告をするに当たり、故意若しくは重大な過失により重要な事実を告げず、若しくは重要な事項につき虚偽の事実を告げたとき。

第 5 部 補 則

(漁業協同組合事務費交付金)

第 208条 この組合は、漁業協同組合が法第 113条第 1 項から第 3 項までの規定により普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険の保険料を集収してこの組合に払込をしたときは、当該漁業協同組合に対し、その事務費として次の金額を交付する。

- (1) 総トン数20トン未満の漁船については、その払込純保険料（国庫が負担する部分を除く。第 2 号及び第 3 号において同じ。）の 100分の10に相当する金額
- (2) 総トン数20トン以上50トン未満の漁船については、その払込純保険料の 100分の 5 に相当する金額
- (3) 総トン数50トン以上 100トン未満の漁船については、その払込純保険料の 100分の3.5 に相当する金額
- (4) 総トン数 100トン以上の漁船については、その払込純保険料の 100分の 2 に相当する金額

(漁業協同組合のあつ旋謝金)

第 209条 この組合の区域の全部又は一部を地区とする漁業協同組合が、その組合員の普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険の加入をあつ旋し、かつ、その者がこの組合に支払うべき保険料を集収してその者に代わってこの組合に払込をしたとき（法第 113条第 1 項及び第 2 項の規定により払込をしたときを除く。）は、この組合は、当該漁業協同組合に対し、細則の定めるところにより、謝金を交付することができる。

附 則 平成23年 3月30日 (22水漁第2344号)

- 1 この約款変更は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 2 前項本文に規定する施行の日前に成立した漁船保険組合の保険責任が始まる保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、男子の外貌に係る障害については、変更後の別表第5部後遺障害等級表第7級第12号、第9級第17号及び第12級第14号の規定は、平成22年 6月10日以降に、変更前の同上第12級第13号及び第14級第11号に掲げる後遺障害の状態となった者から適用する。
(特殊保険に係る損害防止軽減費用てん補の特例)
- 4 特殊保険の保険の目的たる漁船についての第52条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第3号中「損害の防止及び軽減のために必要又は有益であったものの価額につき、保険価額の積荷額（座礁若しくは衝突した際又は襲撃を受けた際に当該漁船に積載されていた漁獲物、その製品、燃料、餌料、飲食料及び漁具（操業中のものを含む。）の価額（漁獲物及びその製品の価額については、消費税等相当額を含まない額とする。）をいう。）と保険価額とを合計して得た額に対する割合によって算出した額」とあるのは、「損害の防止及び軽減のために必要又は有益であったものの価額」とする。
(特殊保険に係る漁具についての損害のてん補の特例)
- 5 組合は、特殊保険の保険の目的たる漁具については、当分の間、第48条第2項に規定する場合のほか、その滅失、沈没、損傷その他の事故によって損害が生じた場合において、その損害をてん補するものとする。
- 6 特殊保険の保険の目的たる漁具につき組合が責めを負う分損のてん補については、当分の間、第50条の規定を準用する。
(保険期間の特例)
- 7 この組合は、当分の間、法第113条の規定による保険料の集収及び払込を円滑にするため必要があるときは、法第139条第1項又は法第139条の2第1項の規定により国庫が保険料の一部を負担する漁船に係る普通損害保険の保険期間を、加入区ごとに、漁船保険中央会の承認を得て組合の定める日までの期間とすることができる。
(保険料分割支払の特例)
- 8 この組合は、当分の間、必要があると認めるときは、第24条第3項及び第88条第3項並びに第176条第3項の規定にかかわらず、保険料の分割支払をする場合における保険料のうちその第1回の支払に係るものの金額を、保険料（法第139条第1項及び第2項の規定により当該保険料が国庫負担に係るものであるときは、その負担に係る部分を除く。）の3分の1以上とすることができる。